

## パブリック・コメント 第5次朝霞市総合計画後期基本計画 骨子（案） 実施結果

### 1 結果概要

(1) 内容	令和3年度を計画開始年度とする第5次朝霞市総合計画後期基本計画について、骨子（案）がまとめたことから、市民の皆様から計画に位置付ける施策の体系、目指す姿、現状と課題等に対する御意見を募集しました。
(2) 募集期間	令和2年2月14日（金曜日）から令和2年3月16日（月曜日）まで ※期間中の令和2年2月15日（土）及び2月20日（木）に意見交換会を開催し、来場された方の意見を聴きました。
(3) 意見提出の対象者	(1) 市内に住所を有する方 (2) 市内に事務所または事業所を有する方 (3) 市内に存する事務所または事業所に勤務する方 (4) 市内に存する学校に在学する方 (5) 第5次朝霞市総合計画について利害関係を有する方
(4) 公表した資料	・第5次朝霞市総合計画後期基本計画 骨子（案）施策体系 ・第5次朝霞市総合計画後期基本計画 骨子（案）
(5) 意見提出者数及び意見数	26名、212件 ※後期基本計画策定に係る市民意見交換会（令和2年2月15日、20日開催）において意見提出票等で提出された意見も含みます。

### 2 提出された意見等

提出された意見及び意見に対する市の考えは、次ページ以降に掲載しています。

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
1	全般	<p>朝霞市の市政について、ほとんど関わっていないので、本当の状況は分かりませんが、基本計画を観て感じていることがあります。</p> <p>それを大雑把に箇条書きにしてみましょう。</p> <p>ただし既に出来上がっているので、第6次総合計画にて検討していただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一番右側の欄・「主な取組」は、推進、支援、整備、促進、確保、充実という語で終わっています。左欄の「現状と課題」に対する取り組みが具体的でない。どのように取り組むかを具体的に計画してほしい。</li> <li>・「現状と課題」は、「目指す姿」に対して、いまどんな状況にあるか、それを改善するための課題を示してほしい。</li> <li>・「現状と課題」について、どの部署が現状を把握、あるいはどの市民団体団体又は個人が把握し、課題としたかを明瞭にして頂きたい。</li> </ul>	<p>令和元年度から令和2年度末までの2年間かけて、後期基本計画の策定に取り組んでおりますが、今回は中間段階でまとまった骨子案を公表いたしました。</p> <p>現時点での「主な取組」は、中柱の施策においてどのようなことに取り組んでいくのかを挙げ、その方向性を示しました。どのように取り組むのかについては、今後、施策を詳細化していく過程で、明らかにしてまいります。</p> <p>また、「現状と課題」において、現状の記述が十分ではないところは、御意見を踏まえ、目指す姿に対する現状と課題が明確になるよう、記述を見直しました。</p> <p>なお、「現状と課題」は、公表資料1「第5次朝霞市総合計画後期基本計画 骨子（案）施策体系」に記載の「中柱施策の主担当課」が把握したものです。各部署は市民団体や主要な利害関係者との意見交換会（キーパーソン・ミーティング：令和元年度3回、計509人）を実施しており、その結果も踏まえて、現状と課題をまとめています。</p>	有	政策企画課
2	全般	<p>全体的な課題</p> <p>総合計画は、行政内部の計画という位置づけにしても、最上位計画として、市議会で決すべき予算策定を縛り、中長期的な朝霞市の運営をハード・ソフト両面から位置づけつつ、市民との契約という面を持つ、公的で基本的な役割がある。市民との課題の共有と、長期的な方針の正当性が重要な役割を持っている。</p> <p>第5次計画では、4つの基本的な視点がすべての政策を射貫いているという構造を取っていて、とかく個別事業の羅列になりがちで大目的を見失いがちな市の政策に、価値を実現していく効果をもたらしていると言え、後期計画でもこの基本的な構造は維持されるべきと考えます。</p>	後期計画におきましても、4つの基本概念を基にした構造を維持していきたいと考えております。	無	政策企画課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
3	全般	<b>全体的な課題</b> 財政的制約とリンクしていなくて、毎年の事業採択のたびに財源不足が問題になるなか、財政的制約とリンクしていない計画であることが、中長期的な問題や、構造的な問題、規模の大きな課題を処理できなくしている。財政的制約を計画として明示すべきではないか。	社会保障関係経費が増加していく中で、今後も国における制度改革や地方交付税を取り巻く状況は不透明であることから、長期の財政見通しを立てるのは困難と考えておりますが、計画期間の初年度である令和3年度当初予算をベースに、令和7年度までの歳入歳出の推移を中心とした財政の見通しを立てながら、計画を策定してまいりたいと考えております。	無	政策企画課
4	全般	<b>全体的な課題</b> 今後5年間を考えると、市町村の運営に対する全国的・外的な要請事項も考えられるものがあり、以下の課題にどのように対応しようとしているのか。また、これらは基本構想の構成の組み替えも必要ではないか。 • SDGs • 地方制度調査会小委員会で検討されている圈構想	国は平成28年12月に持続可能な開発目標（SDGs）実施指針を策定し、今後、地方自治体が目指すべき目標の1つとしてSDGsの推進を示しました。本市においては、後期基本計画に位置付ける施策をSDGsの各目標に対応付け、推進していくことを予定しています。 また、圏域構想につきましては、現在、地方制度調査会で検討されており、人口減少社会に対応するための制度として、どのように議論が進められていくか、今後も注視していきます。	無	政策企画課
5	全般	<b>全体的な課題</b> 計画人口を上回る人口増がもたらす、過剰で無計画な開発の拡大、一般財源を使う子ども関連事業の支出増などが止まらず、自治体としての政策選択の幅がどんどん狭くなっていることの課題をどう考えるのか。	朝霞市の人口は、今後もしばらくは、微増傾向が続くものととらえておりますが、朝霞市も少子高齢化が進むことが予想されるなど、推計を上回る人口増により、さまざまな財政負担の増加が予想されます。後期計画におきましても、現状と課題をしっかりと把握し、社会情勢等も踏まえながら、優先順位をつけて必要な事業に取り組んでまいります。	無	政策企画課
6	全般	<b>全体的な課題</b> 市民の代表で構成される議会として、本計画をオーバーライズする仕組み、そして各議員が一度はこの計画を踏まえた上で質問や質疑をするようなものとなるような共有化が足りないが説明だけでよいのか。	議会への報告といったしまして、骨子案策定の際に、全員協議会で報告を行いました。今後につきましては、素案策定時、計画策定時の2回の報告を予定しておりますが、さらに情報共有ができる機会について検討してまいります。	無	政策企画課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
7	全般	<p>分かりにくい、熟れていないカタカナ表記には、漢字ルビをつけることを、強く提案します。普通の市民が読んで、中身の分からないカナカナ英語は止めましょう。市民の目線になって下さい。朝霞市が漢字ルビを最初に使っても誰も文句は言わないと思います。</p> <p>ダメスティックバイオレンス (DV <u>家庭内暴力</u>)          ファシリティーマネジメント (<u>統合的施設管理方式</u>)          シティ・プロモーション (<u>地域活性化戦略</u>)</p>	<p>文書表現を全体的に見直し、職場でしか通じない法令用語、専門用語は出来る限り使用せず、市民にとつてわかりやすく馴染みがある用語に置き換えました。</p> <p>最終的には、前期基本計画と同様、計画冊子の巻末資料として用語解説も設けることで、わかりやすい計画となるよう努めてまいります。</p>	無	政策企画課
8	第1章「災害対策・防犯・市民生活」 大柱1「防災・消防」	災害時の想定について、もう一步踏み込んだ対策を検討する。	<p>「災害時の想定」につきましては、昨年の台風19号を踏まえ、様々な課題等がでたことから、現在、その対応について可能なところから対策を行っているところでございます。</p> <p>後期基本計画におきましても、その辺を意識して検討してまいりたいと考えておりますが、個別具体的な内容につきましては、実施計画の中で検討してまいりたいと考えております。</p>	無	危機管理室

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
9	第1章「災害対策・防犯・市民生活」 大柱1「防災・消防」	<p>&lt;目指す姿&gt;</p> <p>地震・豪雨・噴火・原発事故などの災害時に被害軽減を図るために、。。。</p> <p>(コメント)</p> <p>近年、地震や豪雨は想定内と思いますが、巨大地震と同じくらいの確率で富士山の噴火も想定されています。9年前の東日本大震災の影響で、日本全体の火山が活発化しているという専門家の意見があります。富士山の噴火については、現時点では想定しておくべきだと思います。原発事故については、浜岡原発が問題です。現在は稼働していませんが、たとえ休止していても、使用済核燃料は継続的に冷却が必要なので、東海地震の発生など、不測の事態で電源を失えば、早晚、福島と同じ状況になります。確率は低くとも、想定しておくべき事柄だと思います。3.11の地震と津波と原発事故は、想定されていたにもかかわらず（著書や論文があります）、一部の人間の戯言として、東電も行政も取り上げなかった経緯があります。起こってしまえば、「想定外」と言い訳ばかりです。</p>	「噴火・原発事故」につきましては、市として重要な検討事項でございますことから、いただいた御意見のとおり修正させていただきます。	有	危機管理室
10	第1章「災害対策・防犯・市民生活」 大柱1「防災・消防」	大柱1「防災・消防」に、地震・豪雨とは全く異なるタイプの災害で、新たなリスクとして考えられる「航空機災害の対応体制の検討」が必要ではないか。朝霞市上空に航空法にもとづき国が航路を設定したことから、次の5年間に、航空機災害を想定して、近隣自治体、近隣消防本部、救急指定医療機関などと連携しながら、対応体制を考えておく必要がある。また落下物の通報体制の協力なども課題である。	「航空機災害」につきましては、市といたしましても市民の皆様の「安全・安心なまち」の観点から大変重要な検討課題であると認識しております。 なお、具体的な内容につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。	無	危機管理室、環境推進課
11	第1章「災害対策・防犯・市民生活」 大柱1「防災・消防」 中柱1「防災対策の推進」	福祉避難所の開設マニュアルの整備をお願いします。	「福祉避難所の開設マニュアルの整備」の具体的な内容につきましては、今後、関係部署と検討してまいりたいと考えております。 なお、福祉避難所の開設マニュアルについては、本市の福祉避難所担当者連絡調整会議において、整備に向けて検討しております。	無	危機管理室、障害福祉課、長寿はつらつ課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
12	第1章 「災害対策・防犯・市民生活」 大柱1 「防災・消防」 中柱2 「地域防災力の強化」	地域で要配慮者とともに誰も取り残さないための避難訓練の実施をお願いします。	「要配慮者の避難訓練」の具体的な内容につきましては、今後、関係部署と検討してまいりたいと考えております。	無	危機管理室、障害福祉課、長寿はつらつ課
13	第1章 「災害対策・防犯・市民生活」 大柱1 「防災・消防」 中柱3 「消防体制の充実」	羽田空港新飛行ルート運用開始に伴って航空機事故への備えと近隣自治体との連携をお願いします。	「近隣自治体との連携」につきましては、関係自治体の情報を確認しつつ、本市及び関係自治体の取組等についても共有できるよう努めてまいりたいと考えております。	無	危機管理室、環境推進課
14	第1章 「災害対策・防犯・市民生活」 大柱1 「防災・消防」 中柱3 「消防体制の充実」	風水害・地震などの災害時の広域連携とその行動マニュアルの整備をお願いします。	「災害時の広域連携」につきましては、朝霞市地域防災計画において位置付けておりますが、昨年の台風19号を踏まえ、国（気象庁）や県（河川担当）や、近隣自治体など、今後さらに、広域的な連携が必要であると考えております。	無	危機管理室
15	第1章 「災害対策・防犯・市民生活」 大柱2 「生活」 中柱1 「防犯のまちづくりの推進」	「地域防災力の強化」や「防犯のまちづくり」の観点から、防災に限らず日頃から地域で人が知り合う機会づくりが重要だと思います。昨年度、6月4日に朝霞の森にドイツからの視察団が訪れ、市長による呈茶でおもてなしを行われましたが、ドイツ視察団が行っている「移動型遊び場」は生活道路などで展開されており、道で遊ぶことで地域の人々が知り合う機会となっていました。今後、具体的な計画の中に「防犯対策として道での遊び」なども盛り込まれていくと、実効性が高いと考えます。	いただきました御意見につきましては、今後、実施計画を検討する中で参考にさせていただきます。	無	危機管理室、道路整備課
16	第1章 「災害対策・防犯・市民生活」 大柱2 「生活」 中柱2 「消費者の自立支援の充実」	民法改正によって成人年齢が18歳に引き下げられるにあたり、若い世代の消費者トラブルを予防する必要があると考えます。 若い世代への消費生活への理解を深める講座の実施、消費生活相談の周知徹底をお願いいたします。	令和4年4月に施行される成人年齢を18歳に引き下げる民法改正を踏まえ、市内の中学校を対象に消費生活相談員と中学校教師が連携し、若い世代で起きている消費者トラブルや消費生活センターの役割などの授業を行っております。 また、広報あさかや市ホームページに若い世代で起きている消費者トラブルの事例を掲載しているほか、定期的に消費生活パネル展を実施しております。 引き続き若い世代に対する消費者トラブルの拡大防止に努めてまいります。	無	地域づくり支援課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
17	第2章「健康・福祉」	<p>児童福祉法に障害児福祉計画の策定が義務づけられたことなどを踏まえ、「健康・福祉」のところで大柱「障害児支援」を設け、そのなかで、小児高次脳機能障害への支援について施策を設けていただけると嬉しく存じます。</p> <p><u>(事務局追記) 理由は別表に記載しています。</u></p>	<p>本市における障害児福祉計画は、現行の第5期障害福祉計画と一体として策定されております。同計画の基本的な理念の1つとして、「障害のある児童の健やかな育成のための発達支援」を位置付けており、小児高次脳機能障害も含まれるものであり、障害児への支援については、今後も検討していきます。なお、総合計画における「健康・福祉」の大柱である「障害者支援」の中には「障害児支援」も含まれており、新たに大柱として「障害児支援」を設けることはいたしませんのでご了承ください。</p>	無	障害福祉課
18	第2章「健康・福祉」	<p>全国的に福祉関係職員の給料が安いという問題を聞く。朝霞市の福祉関係の職員の実情を調査したか。 このことは、市の福祉関係の事業に大きく関わっているはずだ。</p>	<p>市の指定管理施設等の職員の給与水準につきましては、把握しておりますが、民間の福祉関係の職員の給与の実情につきましては、特に調査を行っておりませんので、今後の課題とします。</p> <p>なお、職員の給与は、朝霞市職員の給与に関する条例に基づき支給しており、福祉業務を行う職員については特殊勤務手当を加算しております。</p>	無	障害福祉課、長寿はつらつ課、こども未来課、保育課
19	第2章「健康・福祉」 大柱1「地域福祉」	<p>犯罪加害者および被害者支援 犯罪被害者は、犯罪の被害だけでなく、経済的な損失や心理的な後遺症も大きい。明石市では、被害者への経済的保証や転居費用の支援なども行っている。また加害者に対しては、福祉的支援や治療につながることで少年非行や成人の再犯を防止できるケースもあることから、加害者支援制度も同時に行う必要があるう。</p>	<p>地域福祉では更生保護を担う保護司の活動を支援しております。犯罪のない安全・安心な社会を目指しています。</p> <p>今後、再犯防止に向けた取組も含め、地域で支える体制づくりや必要な支援に取り組んでいきます。</p>	無	福祉相談課
20	第2章「健康・福祉」 大柱1「地域福祉」	目指す姿 一人ひとり→一人一人	漢字の表記に修正いたします。	有	福祉相談課
21	第2章「健康・福祉」 大柱1「地域福祉」 中柱1「地域共生社会の構築」	市民発の活動への資金面の支援を盛り込んでいただきたいです。	現行、地域における福祉等の活動をする団体に対し、申請により一部事業費補助を行っていますので、引き続き実施してまいります。	無	福祉相談課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
22	第2章 「健康・福祉」 大柱1 「地域福祉」 中柱2 「生活困窮者への支援」	住居支援・復職支援など具体的な支援策を検討してほしいです。 ゆるやかな社会参加・社会復帰を果たすことのできる居場所づくり、精神保健を含めた健康面での支援も必要だと考えます。	生活困窮者等への支援として、住居又は就労など様々な相談に応じた情報提供や助言、必要な支援を行ってまいります。	無	福祉相談課
23	第2章 「健康・福祉」 大柱2 「子育て支援・青少年育成」	放課後の居場所づくりとなる公的な施設や事業の多様性が重要だと考えます。特に民間の学童などは「習い事化」しており、国連子どもの権利委員会から勧告を受けている「過度な教育競争」に該当するものもあると感じます。特にソフトとして放課後がきちんと「課された状態から放たれた後」になる様な機会をつくっていける朝霞市となりたいです。	子どもが地域社会の中で、伸び伸びとした自由な遊びの体験を通して、豊かな人間性や社会性を身につけられるよう健全な成育環境を確保するため、児童館等の子どもの居場所を充実してまいります。	無	こども未来課、保育課
24	第2章 「健康・福祉」 大柱2 「子育て支援・青少年育成」	大柱2「子育て・青少年支援」の全項目に関して、子ども自身の問題発見とその支援、児童福祉的な課題に対する自己申し立ての仕組みづくりが必要ではないか。この間、児童虐待事件に関して、子ども自身の通報が見落とされるケースが出ている。潜在的にも子どもが相談する場所を求めていることが考えられる。こうした観点から、虐待やいじめなどに対して、子ども自身の申し立てを引き受ける明らかに機能をきちんと確保しておくことが必要ではないか。	子ども自身の通報や相談には、こども未来課内に設置の「家庭児童相談室」などで、子どもの成長過程で起きる様々な問題や、心配事などについての相談を受け付け、助言などの支援を行うとともに、県が開設している「子どもスマイルネット」などの専門機関を紹介するなどの対応を行っております。 しかしながら、保護者からの子育てに関する相談が主なものとなっておりますので、子どもたちが気軽に相談できる窓口として機能するよう、「子ども相談室」などと併せて周知してまいりたいと考えております。	無	こども未来課
25	第2章 「健康・福祉」 大柱2 「子育て支援・青少年育成」 中柱1 「子どもたちが健やかに育つ環境整備」	外国籍の子どもが日本の子どもたちと融和できる様な具体的な支援計画が今後できると良いと考えます。	第2期子ども子育て支援事業計画におきまして、外国につながりのある子どもと保護者への支援を行うこととしており、日本語の指導や学習の支援、就園や就学についての情報提供と支援など、保護者を含めた子育て支援や生活に関する支援を行うこととしております。	無	こども未来課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
26	第2章「健康・福祉」 大柱2「子育て支援・青少年育成」 中柱1「子どもたちが健やかに育つ環境整備」	子どもオンブズマン制度など、子どもが自ら権利擁護を訴える機関の設置を盛り込んでほしいです。	子どもたちの相談窓口としましては、こども未来課に「家庭児童相談員」を配置しているほか、「子ども相談室」や「さわやか相談員」を設置し、相談内容に応じて児童相談担当のケースワーカーが同席し、子どもたちから、直接、相談できる体制を整備しております。子どもたちが、これらの機関を安心して、気軽に相談できるよう、その仕組みや体制等について検討してまいりたいと存じます。	無	こども未来課
27	第2章「健康・福祉」 大柱2「子育て支援・青少年育成」 中柱1「子どもたちが健やかに育つ環境整備」	養育費の立て替え事業  離婚して未成年の子どもを育てるひとり親は、別居親から養育費の支払いを受けられず、経済的に困窮するケースが多い。明石市では養育費不払いの別居親に対して、家庭裁判所の履行勧告などでも支払いしない人に対しては、行政で立て替え、行政が委託した保証会社が督促する制度がある。ひとり親の経済困窮を防ぐことが少年非行や児童虐待にもつながるため、養育費の立て替え制度の検討を求める。	養育費について相談がありましたら、厚生労働省からの委託を受けて相談に応じている、養育費相談支援センターを御案内しています。  また、地域づくり支援課で実施している市民向けの法律相談についても併せて御案内しています。	無	こども未来課
28	第2章「健康・福祉」 大柱2「子育て支援・青少年育成」 中柱1「子どもたちが健やかに育つ環境整備」	面会交流支援事業  離婚して未成年の子どもと別居親が交流することは、子どもの精神発達に良い影響を及ぼすが、当事者同士に任せると、子どもにとって悪影響を及ぼす場合もある。そこで、面会交流を支援する第三者機関などの支援を受けられるようにすうことが望まれる。	面会交流について相談がありましたら、厚生労働省からの委託を受けて相談に応じている、養育費相談支援センターを御案内しています。	無	こども未来課
29	第2章「健康・福祉」 大柱2「子育て支援・青少年育成」 中柱2「子育て家庭を支えるための環境整備」	子どもの貧困の背景には親の貧困があります。 親世代の就職・復職支援、生活支援を盛り込んでほしいです。	第2期子ども子育て支援事業計画におきまして、経済的困難を抱える家庭と保護者への支援を行うこととしております。 ひとり親家庭への自立・生活支援事業や児童扶養手当の支給や生活困窮者世帯への就労などの相談に応じた必要な支援を行ってまいります。	無	こども未来課、 福祉相談課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
30	第2章「健康・福祉」 大柱2「子育て支援・青少年育成」 中柱2「子育て家庭を支えるための環境整備」	児童相談所の設置 所沢児童相談所が遠方で緊急対応が難しいので、朝霞・新座・和光・志木での児童相談所設置により、児童虐待対応や障害のある児童への支援充実を求めます。	児童相談所には、児童福祉司、児童心理司、弁護士などの専門職が配置されており、加えて、事例の重篤性や緊急性に応じて、立ち入り調査や一時保護等の行政権限が有りますので、児童相談所が本市及び近隣市に設置されることは有効であると考えております。 しかしながら、児童相談所を四市で設置するとなると、人材確保とその育成や、一時保護所の設置などが課題となると考えられ、それに係る財政面での負担も大きくなりますので、県へ要望し本市及び近隣市へ誘致することが現実的な方法であると考えております。	無	こども未来課
31	第2章「健康・福祉」 大柱2「子育て支援・青少年育成」 中柱3「幼児期等の教育と保育の充実」	育成保育の拡大など障がいのあるなしにかかわらずともに育つ環境整備を加えていただきたいです。	障害の有無にかかわらず、子どもの健やかな成長を促すための環境整備を推進するために、育成保育の充実につきまして、前期基本計画に引き続き努めてまいります。	無	保育課
32	第2章「健康・福祉」 大柱2「子育て支援・青少年育成」 中柱3「幼児期等の教育と保育の充実」	保育士確保方策として、研修の対象として保育士を想定しているが、保育事業者も含め、働き方改革など朝霞市の保育事業所全体の好印象を形成していくべきではないか。 放課後児童クラブに関しては、保育所保育指針ほど明確な運営基準がなく、指導力も児童福祉に適合する内容かどうかも千差万別の実態があり、厚生労働省のガイドラインにもとづく、事業者や保育従事者の研修・技能向上なども課題ではないか。	質の高い保育を提供するために、保育士の資質向上に向けた研修の実施を推進するとともに、処遇の改善などに努めます。 また、放課後児童クラブにつきましても、国が示す「放課後児童クラブ運営指針」を規範として、事業所や保育従事者の資質の向上を目指した研修参加を促してまいります。	無	保育課
33	第2章「健康・福祉」 大柱2「子育て支援・青少年育成」 中柱4「青少年の健全育成の充実」	「青少年の地域社会への帰属意識の醸成」よりも、地域社会が青少年の多様性を理解し、自主性を認めることが必要だと考えます。 青少年のメンタルヘルス向上・相談支援体制の充実を求めます。	子どもとその家族や地域を取り巻く環境が変化している中、子どもが地域の人々との交流の中で様々な経験を通して、自分の視点や意見を発信し、心身共に成長する環境をつくるとともに、子どもが安心して相談できる環境の充実に取り組んでおります。	無	こども未来課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
34	第2章「健康・福祉」 大柱2「子育て支援・青少年育成」 中柱4「青少年の健全育成の充実」	<p>子ども会など子どものソサエティの形成の課題と、家族構成や生活形態の変化にともなう青少年の課題を切り分けて記述すべきではないか。子どものソサエティを形成する課題に関しては、上からの「帰属意識」より社会への参加という観点を優先しなければ意味のあるものとして展開できないのではないか。子どもが、自分たちが自分たちの地域社会を形成することに関わる実感と、それを守っていこうとする仕組みづくりが必要で、そのことを表す言い方にすべきではないか。</p> <p>さらに子どもソサエティでは解決しえない、今どきの青少年や若者にふりかかっている問題は別途きちんと記述し、ひきこもり、5080問題、世代による職業能力習得の格差、自立への住宅確保の支援など取り組むべきではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、現状と課題について、下記のとおり修正します。</p> <p>家族構成や生活形態の変化などから、青少年の社会性や自立がますます困難になっており、地域では「子ども会」離れなど、青少年の健全な育成を推進していく基盤となる、青少年と地域とのつながりの希薄化が懸念されています。青少年の地域社会への帰属意識や社会参加意識を高めていくような機会を充実する必要があります。また、引きこもり等の青少年や若者にふりかかっている問題についても、家庭・学校・地域等と連携し支援してまいります。</p>	有	こども未来課
35	第2章「健康・福祉」 大柱3「高齢者支援」	老人は、大きな格差はなく、福祉制度を利用できているか、いない例があるのか。	高齢者の福祉施策につきましては、要支援・要介護認定者が対象となる介護保険制度の介護サービスのほか、一般施策としての高齢者支援の福祉サービスがあり、要介護認定等の有無に関わらず、福祉サービスを必要とする方の身体等の状況に応じて、受けられるサービスがございます。また、一般介護予防の各種事業（フレイル予防の体操教室などの事業）のように、65歳以上の方であれば、誰でも受けることができる事業がございます。	無	長寿はづらつ課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
36	第2章 「健康・福祉」 大柱3 「高齢者支援」	<p>前期基本計画総括評価結果報告書12ページ          4. 市民からの意見、審議会等の第三者機関からの評価</p> <p>外部評価委員会「今後の財政負担を考慮すると、公助ありきではなく、自助第一を打ち出すべき」とあるが、私は本末転倒と思う。</p> <p>自立した生活に支援が必要だから支援しているのに、自助第一というのは単なる切り捨て。「収入に上限ありき」で考えているが、「人権の保障」は義務であり、収入がないからやめて良い話ではない。</p> <p>本人が「自立するため」に支援をする、長い目で支出を減らすためには、「介護予防への支援」「共助に取り組む市民を育てる費用」など、一時的に増額するようでも積極的に取り組む方が長期的に安定する。</p>	<p>住み慣れた地域でいつまでも、その方らしく元気に暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めております。</p> <p>このための取組みとして、健康・生きがいづくりと介護予防の支援に係る施策として、各種体操教室、栄養指導などの講座の開催のほか、5か所の地域包括支援センターに、人と人とのつながりを進め、身近な地域に集い様々な活動を通して、介護予防を進めると同時に、住民主体の互助の活動を推進する、協議体を立ち上げ、支援しております。</p> <p>現在、これらの事業は介護保険事業に位置づいており、外部評価委員会の御意見のとおり、介護予防と互助（共助）に取り組む市民を育てることは、健康づくり・生きがいづくりに通じる、重要な支援であると認識しております。そのために必要な費用につきましては、第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定の中で、必要な費用を確保できるよう検討してまいりたいと考えております。</p>	無	長寿はつらつ課
37	第2章 「健康・福祉」 大柱3 「高齢者支援」 中柱1 「健康で活躍できる地域社会の推進」	高齢者に対する移動支援・買い物支援のために地域で支え合う仕組み（例・住民ボランティアによるマイカー運送など）づくりを盛り込んでほしいです。	<p>高齢者の移動支援、買い物支援につきましては、現在、一般施策として、ねたきり等の高齢者に対する移動支援や、外出支援を目的としたバス・鉄道共通カードの交付・給付などを実施しております。</p> <p>地域で支え合う、新たな仕組みづくりにつきましては、交通政策の関係部署等と連携を図りながら、その可能性等について模索してまいりたいと考えます。</p>	無	長寿はつらつ課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
38	第2章「健康・福祉」 大柱3「高齢者支援」 中柱1「健康で活躍できる地域社会の推進」	<p>大柱3「高齢者支援」は、詳細な内容は、国や県と連動した3ヵ年ごとの介護保険事業計画・高齢者福祉計画に従属するために細かく書く必要はないと思われるが、そのなかでも計画策定の考え方となる部分に関しては記述が必要と考えます。</p> <p>そのなかで、中柱1「健康で活躍できる地域社会の推進」に関しては全面的な内容の見直しが必要である。朝霞市的人口構成を見れば実態と違っている。「団塊の世代がすべて75歳になる」ところが高齢化のターゲットとなっているが、団塊の世代のボリュームは大きくななく、1965～1975年生まれ世代が最多世代である。その世代の高齢化まではしばらく高齢化に向けた施策の強化は取り組まざるを得ないことが書かれていなければ、施策配分、施策を打つタイミングを見間違うのではないか。さらに「75歳以上の人口は急激に増加するものと見込まれ」と書かれているが、朝霞市の住宅開発の時期、人口の増加した時期、そして現在の人口バランスから見ると、すでに「75歳以上の人口は急激に増加し」という状態ではないか。</p>	<p>昨年10月時点における、高齢者の年齢別人口では、65歳から69歳までは、平均約1,300人、75歳から79歳までは、平均約1,200人ですが、団塊の世代の方は、平均約1,600人と他の世代と比較して、大変多くなっております。このような状況により、団塊の世代の方が75歳以上になる2025年以降、75歳以上の人口が急速に増加することが見込まれるとしたものです。2025年は、本市にとっての目標時点ではなく、本市の高齢者のピークは、2040年以降になるものと捉えております。</p> <p>一方、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画における、本市の総人口に占める後期高齢者の割合は、2012年7.1%から、2017年9.1%へと増加しており、今後5年間の見込みにおいても、2020年の9.9%から2025年は11.2%へとさらなる増加が見込まれております。</p> <p>こうした現状等を踏まえて、骨子（案）の大柱「高齢者支援」の中柱1「健康で活躍できる地域社会の推進」の現状と課題の2行目の記載を、「75歳以上の人口は急激に増加するものと見込まれ」から「75歳以上の人口は年々増加するものと見込まれ」に修正いたします。</p>	有	長寿はつらつ課
39	第2章「健康・福祉」 大柱3「高齢者支援」 中柱4「地域包括ケアシステムの推進」	<p>施策体系について 中柱「地域包括ケア」に関しては、厚労省は障害福祉や児童福祉まで概念を広げており、大柱「地域福祉」に位置づけるべきではないか。</p>	<p>御意見のとおり、高齢者を対象とした地域包括ケアの考え方は、現在、障害福祉や児童福祉を含む、福祉分野全体に広がっております。こうした中で、国では、この考え方を新たに「地域共生社会」と位置付けております。この点を踏まえて、今回、大柱1に「地域福祉」を位置付けることにいたしました。</p> <p>大柱3「高齢者支援」の中柱4「地域包括ケアシステムの推進」は、これまでの高齢者を対象とした施策を位置付けております。</p>	無	長寿はつらつ課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
40	第2章「健康・福祉」 大柱3「高齢者支援」 中柱4「地域包括ケアシステムの推進」	高齢者・認知症当事者の本人が主体的に支援を選び、支援者とともに支援プランを作成することのできる体制づくりを行ってほしいです。	認知症の当事者を含め、高齢者の方が地域で自分らしく暮らすために、介護サービス等を利用する方法として、その方の希望を踏まえ、当事者本人・家族、そしてケアマネジャー等が相談しながら、ケアプランを策定し、その方の希望に沿った支援が受けられるものとなっております。 また、認知症等で判断能力が不十分な方については、成年後見制度を利用していただくなどにより、支援の充実に努めております。	無	長寿はつらつ課
41	第2章「健康・福祉」 大柱3「高齢者支援」 中柱4「地域包括ケアシステムの推進」	高齢者福祉に限定して書かれたものとして、「助け合いの仕組みづくりなど地域包括ケアシステムを深化させ」と書かれているが、「助け合いの仕組み」の具体的な中身を記述すべきではないか。	「助け合いの仕組みづくり」の具体的な内容については、現状と課題として、大きくまとめておりませんが、主な取組の「地域包括ケアシステムの推進」の中で記述することを予定しております。また、現在、策定中の「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」では、より詳細な内容を記載することになる予定です。	無	長寿はつらつ課
42	第2章「健康・福祉」 大柱4「障害者支援」	認知症だけでなく、国際疾病分類第10版（ICD-10）で認知症と同じカテゴリ「F0：症状性を含む器質性精神障害」に分類される若年性認知症や高次脳機能障害への支援についても、施策（例えば、早期に診断につなげる施策とか、多機関で連携して支援を行っていく施策）を記していただけると嬉しく存じます。 <u>（事務局追記）理由は別表に記載しています。</u>	若年性認知症や高次脳機能障害の方については、精神障害者として、各種の障害福祉サービスをご利用いただけます。各施策につきましては、中柱である「地域における自立生活支援」の取組みとして位置付け、関係機関と連携を図り進めていきます。なお、個別・具体的な記載はいたしませんのでご了承ください。	無	障害福祉課
43	第2章「健康・福祉」 大柱4「障害者支援」	各障害者のノーマライゼーションに支障はあるか、ないか。市役所も制度通りに障害者雇用をしているか。	本市では、ノーマライゼーションの実現のためには、障害のある人に対する心の障壁（バリア）から生じる誤解や偏見を取り除いていくことが重要と考えております。それぞれの障害に対する正しい知識や理解を広めるための啓発活動に努めています。	無	障害福祉課、職員課
44	第2章「健康・福祉」 大柱4「障害者支援」 中柱1「共に生きる社会の実現」	こころのバリアフリーの実現のために、障害のあるなしにかかわらず参加できる地域活動の推進をお願いします。	中柱である「共に生きる社会の実現」における取組みとして、障害のある人についての理解を深めるためのノーマライゼーションの理念の啓発活動や地域での社会参加の充実に努めています。	無	障害福祉課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
45	第2章 「健康・福祉」 大柱4 「障害者支援」 中柱1 「共に生きる社会の実現」	公共施設（特に学校）・道路・駅などの施設のバリアフリーをさらに進めてほしいです。	<p>小・中学校は、小・中学校15校のうち、近年改築等を行った第四小学校、第五小学校、第十小学校及び第一中学校の4校は、埼玉県福祉のまちづくり条例の整備基準に基づき、児童・生徒や学校施設利用者が使いやすい施設整備を行っています。また、バリアフリーに対応していない学校については、配慮が必要な子供が入学等をする場合、その子供の状況に応じて、学校と相談しながら、手すりの設置やスロープの整備など、施設のバリアフリー化に努めています。</p> <p>なお、学校施設全体のバリアフリー化につきましては、今後大規模な改修や改築時において検討していくと考えています。</p> <p>道路のバリアフリー化については、「朝霞市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準を定める規則」に基づき、道路の拡幅や歩道の新設工事に合わせて、段差解消などのバリアフリー化の推進を行っています。また、現在、市道8号線（公園通り）の歩道において、乗入れ部の段差解消・点字ブロック設置といったバリアフリー化整備工事を進めています。</p> <p>駅舎のバリアフリー化については、東武鉄道㈱及び東日本旅客鉄道㈱に対して、毎年、エレベーターやホームドアの設置、乗継環境等の改善を要望しているところです。</p> <p>その他の公共施設については、これまで新築や改修工事等に合わせて、既存施設のバリアフリー化に取り組んでいるところです。</p> <p>今後におきましても、すべての方が安心して利用しやすい公共施設の整備に努めていきたいと考えています。</p>	無	障害福祉課、財産管理課、教育総務課、道路整備課、まちづくり推進課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
46	第2章「健康・福祉」 大柱4「障害者支援」 中柱1「共に生きる社会の実現」	障害者差別を「こころ」の問題としているのはとらえ方が狭いことと、障害者差別禁止法の考え方が理解されていないのではないか。こころのみならず、物理的な環境、自覚しない制度的排除、障害者を保護してやろうという観点での分離的な方法論など、「こころ」だけではなく「技術」や「施策」も大きく関わっている。啓発事業だけではなく、様々な社会的な障壁の除去が必要であることを明確に示すべきではないか。	本市では、「こころのバリアフリー」の推進のための啓発活動のほか、物理的、社会的な障壁の除去として、公共施設等のバリアフリー化にも取り組んでおります。中柱1の「共に生きる社会の実現」では、「こころのバリアフリー」としておりますが、物理的、社会的障壁の除去としてのバリアフリーについても施策として取り組んでいきますのでご了承ください。	無	障害福祉課
47	第2章「健康・福祉」 大柱4「障害者支援」 中柱2「地域における自立生活支援」	主な取組「コミュニケーション支援の充実」 文字からは内容が読み取れません。具体的に表現方法を変えることで、行政が市民が障害者とどのように理解しやすく多様なコミュニケーションが可能になり、支援体制も明確になると思います。	御意見を踏まえ、障害のある人との意思疎通を円滑に行う支援の充実であることをより分かりやすくするため、「コミュニケーション支援の充実」については、「コミュニケーション（意思疎通）支援の充実」に修正します。	有	障害福祉課
48	第2章「健康・福祉」 大柱4「障害者支援」 中柱2「地域における自立生活支援」	主な取組「コミュニケーション支援の充実」は、「意思疎通支援の充実」として、いろいろな障害の特性に応じた意思疎通支援ができるように支援体制を整備していっていただけると嬉しく存じます。 <u>(事務局追記) 理由は別表に記載しています。</u>	御意見を踏まえ、「コミュニケーション支援の充実」については、「コミュニケーション（意思疎通）支援の充実」に修正します。なお、第5次朝霞市障害者プランの基本目標の1つとして、「地域生活を充実し、社会参加を支援する」を掲げ、コミュニケーション支援を位置付けており、障害のある人に対しまして、日常生活や社会生活を支援するための適切な情報提供やコミュニケーション手段の充実に努めています。	有	障害福祉課
49	第2章「健康・福祉」 大柱4「障害者支援」 中柱2「地域における自立生活支援」	視覚障がい・聴覚障がいのある方がアクセスできるような情報提供をもっと進めてほしいです。	視覚障害のある人に対しましては、点訳、音声訳等を必要に応じて活用し、適切な情報提供に努めています。また、聴覚障害のある人に対しましては、手話通訳者の派遣、手話通訳者及び要約筆記者の養成等について促進するほか、市役所障害福祉課窓口には、手話通訳者の配置を行うなど、情報提供の推進に努めています。	無	障害福祉課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
50	第2章「健康・福祉」 大柱4「障害者支援」 中柱2「地域における自立生活支援」	障害を持つ人々への商店へのアクセス支援 明石市では喫茶店などでも筆談ボードや車椅子スロープへの助成があり、そこで客が増えて商店街が活性化している。駅前商店街なども車やバスが多いと、車椅子や歩行困難な人が買い物できない。筆談ボード設置や車椅子スロープ助成、交通量の多い商店街への歩行者天国化など、障害のある人々へのアクセスを良くすることで、商店街や障害のない人へのメリットも大きい。	本市では、東京オリンピック・パラリンピック2020の開催を契機に令和元年5月から事業者が障害のある人に対する合理的配慮の提供を行いやすいように支援するため、合理的配慮に係るコミュニケーションツールの作成費や、物品の購入費の補助事業を実施しております、障害を理由とする差別の解消の推進に努めています。	無	障害福祉課
51	第2章「健康・福祉」 大柱4「障害者支援」 中柱3「自立に向けた就労の支援」	障がいのある人を雇用した事業者に対する支援、障がい者とともに働くために必要な知識や理解を深めるための講座に取り組んでもらいたいです。	本市では、障害者就労支援センターを設置し、当該職員が障害のある人を雇用した事業者を個別に訪問するなどして、障害のある方とともに働くために必要な知識や障害特性の理解を深められるよう、助言するなどの支援に努めています。	無	障害福祉課
52	第2章「健康・福祉」 大柱4「障害者支援」 中柱3「自立に向けた就労の支援」	中柱3「自立に向けた就労の支援」という項目名が不適切で、生産性に直接結びつかない障害者や、就労的なことはできても十分な「稼ぎ」が得られない障害者にとって、かなりハードルの高い要求項目ではないか。そうした障害者にも何らかの生産的な活動に関与することは重要なことであり、一足飛びに自立=就労とせず、「就労と社会参加」という幅の広い項目にしておくべきではないか。	御指摘のとおり、障害のある人への就労支援については、自立に向けた一般就労への支援と、福祉的就労を障害福祉サービスとして提供するものがあります。福祉的就労としての障害福祉サービスの提供については、中柱2の「地域における自立生活支援」の取組みとして位置付け、推進していきますのでご了承ください。	無	障害福祉課
53	第2章「健康・福祉」 大柱5「保健・医療」 中柱1「健康づくりの支援」	精神保健・メンタルヘルスについての知識、精神障がいへの理解促進について取り組んでもらいたいです。	精神保健やメンタルヘルスも含めた健康づくりについて、健康プラン21や自殺対策計画等の中でも知識の普及等についても盛り込んでいます。また、自殺対策事業の一環としてゲートキーパー研修等も実施し、精神疾患等の正しい知識の普及も図っています。引き続き、障害福祉と連携を図りながら、知識の普及や理解の促進に努めてまいります。	無	健康づくり課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
54	第2章「健康・福祉」 大柱5「保健・医療」 中柱2「保健サービスの充実」	母子保健の中に「遊び」の重要性を伝える機会が設けられることを希望します。転出入の多い朝霞市において、子どもを遊ばせる親同士が互いの顔色を伺い、遊びの中で生じるオモチャの取り合いやケンカに過剰に介入する事態をよく目にします。遊びの重要性とともに、前述の取り合いやケンカも含めて育ちの重要なプロセスだということを親が認識できないと、子育てが苦しくなる傾向が強くなると考えるからです。	子どもの成長段階によって遊びやこども同士の関わり方の課題は異なっております。「遊び」に特化していくことではなく、乳幼児健診等での相談を通して、発達段階に応じた遊びや子ども同士の関係性の持ち方等についても個別に対応しており、今後も引き続き相談対応を行います。	無	健康づくり課
55	第2章「健康・福祉」 大柱5「保健・医療」 中柱3「地域医療体制の充実」	ホスピスなど終末期医療体制の充実を図ってもらいたいです。	医療体制整備は、埼玉県地域保健医療計画に基づいていますので、機会を捉えて御意見をお伝えしてまいりたいと考えています。	無	健康づくり課
56	第2章「健康・福祉」 大柱6「社会保障」	施策体系について 第2章「健康福祉」の中身で、上位概念は社会保障なので、「社会保障」が大柱1となるべきではないか。	福祉分野では、平成30年に社会福祉法の改正により、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の取組の推進が求められており、今後、市としても重点項目としてとらえることから、「地域福祉」を大柱の1番目に位置付けました。	無	保険年金課、 福祉相談課、 生活援護課
57	第2章「健康・福祉」 大柱6「社会保障」 中柱1「社会保障制度の適正な運営」	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金といった制度の運用と、生活保護制度に関して項目を分離すべきではないか。生活保護制度も、景気後退局面も考えられることから、生活保護制度の運用に限らず、生活困窮者支援も含んだ最低限のセーフティーネットとして位置づけるべきではないか。	生活保護制度については、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金とともにこれまで通り、社会保障制度として位置付けます。 なお、生活困窮者への支援については、法改正に伴い、今回から大柱1 地域福祉の中柱2に新たに位置付けました。	無	保険年金課、 福祉相談課、 生活援護課
58	第2章「健康・福祉」 大柱6「社会保障」 中柱1「社会保障制度の適正な運営」	1つの中柱に様々な制度が記載されていてわかりにくい。また、ですます調とある調が混在している。	ですます調とである調の混在については修正いたします。 医療、年金、生活保護につきましては、互いに連携して一体となって維持していく制度となっておりますので、これまでどおり一つの中柱の中で位置付けさせていただきたいと考えております。	有	保険年金課、 生活援護課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
59	第3章「教育・文化」 大柱1「学校教育」	朝霞市の学校教育はどうなっているか。教師は忙し過ぎないか、いじめはないか、外国人の子供はどうしているか。	教師の働き方改革を進めているところであります。多忙化の解消に向けて、業務の分業化、効率化、協業化を行っています。いじめについては、未然防止に努めるとともに、万が一、発生してしまったときには、被害者の気持ちに寄り添い、丁寧に初期対応を行うことで、解消に努めてまいります。	無	教育指導課
60	第3章「教育・文化」 大柱1「学校教育」	中柱に障がいのある子どもへの教育・インクルーシブ教育への言及がありません。 中柱に加えることができないならば、各中柱の取り組みの中に特別支援教育と合理的配慮の充実・インクルーシブ教育の推進を盛り込んでもらいたいです。	本市では、共生社会の実現に向けた、インクルーシブ教育を一層推進しており、合理的配慮の提供を含めた、個に応じた指導を充実させているところでございます。インクルーシブ教育の推進の観点については、中柱の中にも、盛り込んでまいります。	無	教育指導課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
61	第3章 「教育・文化」 大柱1 「学校教育」 中柱1 「朝霞の次代を担う人材の育成」	<p>初等教育における、日本語と理科の科目のハード・ソフト両面の充実を図る。</p> <p>&lt;主な取組&gt;</p> <p>豊かな心を育む教育の推進 <u>正しい日本語教育の推進</u> <u>理科教育・環境教育の推進</u></p> <p>いじめ・不登校対策の推進 人権を尊重した教育の推進 生徒指導・教育相談の充実 体力の向上と学校体育活動の推進 健康の保持・増進 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進</p> <p>(コメント)</p> <p>最近、小学校から英語が必須科目として導入されました。英語の前に必要なのは母語としての日本語です。母語がしっかりと確立する前に外国語、特に、日本語と性格が正反対の英語を学ばせるのは、百害あって一利なしです。日本は母語だけで高等教育を終了できる世界でもまれな恵まれた国です。道具としての英語は、必要になってからで十分に間に合います。それまでに、母語としての「日本語」をしっかり学ぶ環境(教師も含めて)を整えて下さい。正しい日本語の教育を通して、子ども達のコミュニケーション能力を伸ばす視点を持って下さい。</p>	<p>母語である、国語の学習を充実させることは大変重要であり、それとともに、外国語活動の目的にあるような、外国語の背景にある文化に対する理解を深め、他者に配慮しながら主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養ってまいります。</p>	無	教育指導課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
62	第3章「教育・文化」 大柱1「学校教育」 中柱3「質の高い教育を支える教育環境の整備充実」	<p>初等教育における、日本語と理科の科目的ハード・ソフト両面の充実を図る。</p> <p>&lt;主な取組&gt;</p> <p>教職員の資質・能力の向上 <u>理科専門の教員配置の検討</u> 子どもたちの安全・安心の確保 快適な教育環境の整備充実</p> <p>(コメント)</p> <p>最近の都会の子ども達の多くは、「自然」とのお付き合いが希薄になっています。持続可能性のある社会を実現するためには、理科教育と環境教育の充実が必須です。理科教育と環境教育は、知識だけでなく、考え方の問題が大切で、自然との付き合い方を学ぶ中で、豊かな心を育む教育に通じます。このためには、小学校でも非常勤でもいいから、理科専門の教員を配置することを検討して下さい。はつきり言って、小学校の教員資格を持っている教育学部や学芸学部出身の先生は、理科が不得意の方が多いという実感を持っています。理科の不得意な先生に理科や環境教育を学ぶ生徒は悲惨です。</p>	朝霞市では、小学校各1名の理科支援員を配置し、教材準備や実験の支援を行うなど、授業の充実化を図っております。また、小学校では、主に、理科専科が担当することで、教材研究に基づいた、科学的、体験的な授業を実施できるよう努めています。	無	教育指導課
63	第3章「教育・文化」 大柱1「学校教育」 中柱3「質の高い教育を支える教育環境の整備充実」	主な取り組みとして、教育人材確保の観点での内容が必要ではないか。	教育の充実において、人材確保の観点は欠かすことできません。学校運営協議会の充実や学校応援団の活動を一層活性化させることで、地域とともに歩む学校づくりをすすめ、地域の人的資源を発掘し、有効に活用してまいります。	無	教育指導課
64	第3章「教育・文化」 大柱1「学校教育」 中柱3「質の高い教育を支える教育環境の整備充実」	ギガスクール構想や教育ICT化を求める声のなかで、そのための方針をどうするのか。推進するのであれば資源確保に関しての言及が必要ではないか。	朝霞市では、ICT教育推進計画を策定し、推進検討委員会を立ち上げ、計画的に、教職員への研修と環境整備及び端末整備を進めております。すべての子どもたちに個別最適化されたICT環境が提供できるよう、朝霞市としても人的・物的資源の確保に努めています。	無	教育総務課、 教育指導課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
65	第3章「教育・文化」 大柱1「学校教育」 中柱3「質の高い教育を支える教育環境の整備充実」	人口増とともに教室不足が想定されるなか、対応策を具体化することについて言及して市民に理解を求めることが必要ではないか。	現在、朝霞市学校施設検討会議を開催し、人口推計等を基に対応策の必要性も含めて検討しております。現段階においては、増改築や学区変更といった市民に影響を及ぼす対策を要せずに対応可能な状況も考えられ、不安感を過度に与えることのないよう、本計画に記載をしておりません。 したがいまして、引き続き検討し、市民に影響を及ぼす対応策を講じる必要があると判断したときには、適切な時期に周知等を行い、市民に理解を得られるよう丁寧に対応してまいりたいと考えております。	無	教育管理課
66	第3章「教育・文化」 大柱1「学校教育」 中柱4「学校を核とした家庭・地域との連携・協働の促進」	主な取組「学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上」 家庭の崩壊や貧困問題も含め、さらに朝霞市は県内でも外国籍住民数も上位にあります。 当然学校に在籍児童・生徒も増えます。グローバルな視点を持ち地域・社会資源を取り組む際にも、朝霞市全庁的に協働の指針を共通理解して、住民と共有するようにと明示が必要だと思います。	本市では、学校応援団の充実やふれあい推進事業等の他、学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとして学校・家庭・地域が一体となって子ども達を育む体制づくりを丁寧に進めているところです。 このような取り組みの中で、全ての方が子ども達を育む当事者である意識をお持ちいただけるよう広く周知してまいりたいと考えております。 また、コミュニティ・スクールの庁内連絡会議を活用して全庁的な協働指針の共通理解と情報共有を図つてまいります。なお、市民との共有につきましては、学校教育のみで成し得ることは難しい部分もございますので、統括的な施策を所管とする部署と連携を図つてまいりたいと考えております。	無	教育指導課、 教育管理課
67	第3章「教育・文化」 大柱2「生涯学習」	「学校教育」と同等に「社会教育」の予算や事業が充実することを望みます。	生涯学習部所管課では、講座や教室、文化・芸術イベント、スポーツ教室や体育祭等開催のほか、公民館、図書館、博物館の各施設においては、各館ごとの特性や特色を活かした講座やまつり、体験教室、博学連携事業などを実施するとともに、施設の有効的な貸出や、所蔵資料の充実など市民のニーズに応じた学習機会を提供しています。 今後におきましても、地域のみなさんや、民間との連携、学校などの教育機関が一体となり、更なる学習機会の充実を図ります。	無	生涯学習・ スポーツ課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
68	第3章「教育・文化」 大柱2「生涯学習」	<p>地域コミュニティの意識が希薄にならぬためにも社会教育の文脈で地域で子どもを育てる計画や事業が充実することが必要と考えます。多世代が遊びを通して関わるイベントなどが良いのではないでしょうか。</p> <p><u>(事務局追記) 第4章「環境・コミュニティ」に対して同じ意見をいただいている</u></p>	<p>生涯学習部では、生涯学習・スポーツ課や、各公民館、図書館、博物館の各所管において、子どもから高齢者など様々な方を対象とした事業を実施していきます。</p> <p>今後におきましても、高度化していく市民が求める学習プログラムに応えるため、地域の方々や民間とのタイアップ、また、学校などの教育機関が一体となり、未来を担う”あさかの子どもたち”を育む協働事業が展開できるよう努めます。</p>	無	生涯学習・スポーツ課
69	第3章「教育・文化」 大柱2「生涯学習」	<p>施策体系について 第3章「教育・文化」の大柱2「生涯学習」の中柱を統合したのは、市民への知的能力向上支援という観点から賛成したい。ただし中身については後述。</p> <p><u>(事務局追記) 以下、「後述」部分。</u> 大柱2「生涯学習」の中柱は、生涯学習、おとなへの学習支援として強化が必須であり、統合化するなかで項目を整理したことは評価したい。一方、その内容が貧弱で、「利用しやすい」など現状サービスの便利化にとどまっていて、知の空間の広がり、対象分野の広がり、情報アクセスの広がり、資料保全、資料管理の情報化などの視点がほとんどなく、課題が多い。また我が国は、先進国で一番勉強しないおとな、という評価が下されており、そうした問題意識に対する対応策が必要。さらには、工場労働型の働き方から、提案力や説得力が問われる働き方へシフトするなかでの、生涯学習のあり方、地域社会全体の知的水準を上げていくための生涯学習のあり方に関しての、「主な取組」での提案が必要。</p>	<p>後期基本計画では、3施設が修繕等の施設整備や有効かつ効果的な施設運営、専門的職員の配置の必要性等の課題を確認した上、中柱目標「学びを支える環境の充実」を共有することにより、学びを支える環境の充実をより進めやすくなるものと考えています。なお、各施設個別の課題、取組みについては、主な取組みのなかで記載していく予定です。</p> <p>また、御指摘のありました情報資源の提供のあり方については図書館サービス基本計画、今後の生涯学習のあり方については第3次生涯学習基本計画の中で、それぞれの計画の見直しの中で検討していく予定です。</p>	無	中央公民館、図書館、文化財課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
70	3章「教育・文化」 大柱2「生涯学習」	高齢の自分としては、高齢化社会への対策に力を入れてほしい。例えば、生涯学習に係る予算は、生活保護費と比べると少ない。生涯学習の活性化につながる施策展開を期待する。	「人生100年時代」を迎えて、健康寿命が延びて元気な高齢者が増えている現状を踏まえ、今後の生涯学習施策への取組といったしましては、既存の枠組みにとらわれず、新たな視点から住民の生涯学習を支援しなければならないものと考えております。 今後におきましても、年々高度化する市民が求める学習プログラムに応えるため、市としても民間とのタイアップや地域の有識者、学校などの教育機関が一体となった、学習プログラムを設定するなど、更なる学習機会の充実を図り、市民や学習団体の主体的な学習活動を支援するとともに、活動の場を提供し、協働した事業展開が図られていくよう努めてまいります。	無	生涯学習・スポーツ課
71	第3章「教育・文化」 大柱2「生涯学習」 中柱1「生涯学習活動の推進」	特に利用者(市民)との生涯学習活動についての話し合いの場を充実させるを追記する。	本市の「第3次朝霞市生涯学習計画」では、生涯学習推進にあたっての課題ということで、5つのポイントを課題として掲げています。 これら課題を解決するために、今後も市民の皆様や民間企業とタイアップして多様な可能性を持った、生涯学習の推進に努めます。 そして、本市の生涯学習の基本理念である「一人一人が心豊かに ともに学び 生きるまち あさか」が有効なものとなっていくよう、皆様から家族や友人、そして地域の中に学びが広がり、ともに生き、学びからすべての心が豊かになっていくよう、生涯学習の振興を図ります。	無	生涯学習・スポーツ課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
72	第3章 「教育・文化」 大柱2 「生涯学習」 中柱1 「生涯学習活動の推進」	主な取組「リーダーの育成・活用」 教育委員会担当課・教育施設にこだわらずに、全庁的体系化された施策になるようにしていただきたい。 学びと活動の反芻は座学のみではなく、年齢や障害の有無も超えて多様なリーダーが育つ施策が大切と考えます。	生涯学習を推進していく上で、今後の展開としましては、市民主体の学習意識が高まり、市民それぞれが、ともに学びあい、人と人がつながっていく「知の循環型社会」が形成され、市民が自主的に取組み、学習機会や活動の場が実現できることが理想であるものと考えます。 このためには、若い世代の市民に朝霞の魅力を知ってもらい、郷土愛を持っていただき、自主的に学習する若い世代への育成や活動支援を行うことで、次の世代へ引き続いているよう後押ししていくほか、シニア世代のみならず、たくさんの方々へも、学習機会や活動の場を提供し、意識づけを行うことで、各世代での人材を育てていくよう努めます。	無	生涯学習・スポーツ課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
73	第3章 「教育・文化」 大柱2 「生涯学習」 中柱1 「生涯学習活動の推進」	学びなおし・リカレント教育への支援が言及がありません。 学びなおしやリカレント教育の場の提供と金銭面での支援を検討していただきたいです。	<p>本市では、社会人等に対して学習する機会を拡大し、生涯学習を図ることを目的として、平成21年度から平成25年度まで、「あさか市民学び支援制度」を開設していました。</p> <p>これは、各大学等において開設されている授業科目のうち、所定の科目を履修することによって、一定の単位を修得することができるもので、学習者である市民が自らカリキュラムを選択できる「科目等履修生制度」に対して助成を行なうものでした。</p> <p>しかしながら、昨今では、大学や教育関係機関等において、無料で公開している講座なども充実しており、知りたい・学びたい・教えたいという人にとって、ますます豊かな生涯学習環境が整ってきていることなどあり、現在、この制度はございません。</p> <p>教育委員会といたしましても、市民が主体的に学習し、地域の皆さんとともに学習の輪を広めていく、「知の循環型社会」は本市の生涯学習の求めている一つの理想形であるものと考えていますので、制度の復活やこれに代わる新たな制度の考えにつきましては、引き続き生涯学習体験教室やボランティアバンク登録制度を通して市民の自主的な学習活動の後押しを行い、学習意欲ある市民の支援を行っていくほか、他市や他の教育関連機関などが行なう取組みにも注視していきます。</p>	無	生涯学習・スポーツ課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
74	第3章「教育・文化」 大柱2「生涯学習」 中柱2「学びを支える環境の充実」	中高校生などへの学習する場所の拡充整備の推進を追記。	<p>学習スペースの提供は図書館本来の機能ではありませんが、主に中学生、高校生の自習スペースのニーズが高いことから、可能な範囲で自習スペースとして提供しているところです。</p> <p>また、各公民館や博物館については、ロビー等にあるスペースを提供して、自由な空間として、子どもたちにも自習や会話などで利用いただいております。</p> <p>いずれの生涯学習施設につきましても、可能な範囲で学習する場所や子どもが集まる居場所を考慮しながら運営してまいりたいと考えています。</p>	無	中央公民館、図書館、文化財課
75	第3章「教育・文化」 大柱2「生涯学習」 中柱2「学びを支える環境の充実」	各種補助金の充実整備に努めるを追記。	<p>生涯学習部では、芸術・文化の振興や家庭教育の推進、スポーツ振興のほか、文化財の保存などさまざまな分野で、補助金交付団体との協働により、生涯学習の推進を図っています。</p> <p>補助金交付団体をはじめとする、生涯学習に取り組む団体に支援を行うことで、人材の活用の促進だけではなく、市民や各種団体が生涯学習やボランティアなどの地域活動から得られた多様な学習成果を、地域に還元し、生涯学習を通じた社会参加を促進するきっかけともなりますので、市と団体、双方にとって有意義なものとなるよう、引き続き、補助金の充実整備に努めます。</p>	無	生涯学習・スポーツ課
76	第3章「教育・文化」 大柱2「生涯学習」 中柱2「学びを支える環境の充実」	公民館の利用が既存団体の予約が先行して新規の団体が割り込めないなどの意見をいただいている。既存団体を開いていくこと、既存団体と新規団体の利用のバランスを取りながら新陳代謝を図っていくことなど社会教育事業として取り組んでいく必要がないか。	公民館の部屋は仮予約の制度を導入しており、月1回は利用できるよう調整しております。また公民館を利用する際に提出をお願いしている活動調査票を確認したところ、毎年一定程度の新規団体が登録しており、新陳代謝は図られていると考えております。	無	中央公民館

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
77	第3章「教育・文化」 大柱2「生涯学習」 中柱2「学びを支える環境の充実」	生涯学習について、前期基本計画では公民館、図書館、博物館のぞれぞれについて中柱が立てられていたが、後期基本計画の骨子（案）では一つの中柱へと整理されており、生涯学習に対する市の姿勢が後退したように感じている。各施設とも課題は様々に異なると思う。公民館、図書館、博物館のぞれぞれで中柱を別立てし、課題を明らかにした上で、市民の知的支援に取り組むべきではないか。	総合計画前期基本計画では、公民館、図書館、博物館ごとに中柱を設定していますが、中柱の目標や小柱の目標が、3施設とも同じ内容であり各施設の独自性に関する記載がありません。 このため、後期基本計画では、現状と課題のなかで、3施設が修繕等の施設整備や有効かつ効果的な施設運営、専門的職員の配置の必要性を確認するとともに、中柱目標を共有することにより、学びを支える環境の充実をより進めやすくなるものと考えています。 なお、各施設個別の課題、取組みについては、主な取組みのなかで記載していく予定です。	無	中央公民館、図書館、文化財課
78	第3章「教育・文化」 大柱3「スポーツ・レクリエーション」 中柱2「利用しやすい施設の提供」	武道館の今後のあり方の検討が始まっているのに記述がないのは問題。利用しやすい施設の運営で片付けられない課題ではないか。	武道館を含む社会体育施設につきましては、その殆どが建築年も古く老朽化が進行していることから、順次改修工事を計画していますが、昨今の経済情勢の悪化により、大規模改修に係る工事費の確保が大変難しい状況でございます。 このような中、武道館につきましては、令和2年度より改めて移設建替えを含めた検討を行うことといたしました。その他の社会体育施設につきましても今後も指定管理者と連携を図りながら、利用者の安全確保を第一として、必要な箇所について改修・修繕に取り組みながら施設の延命化を図って行きたいと考えます。	無	生涯学習・スポーツ課
79	第3章「教育・文化」 大柱4「地域文化」 中柱3「地域文化によるまちづくり」	昨年、第7回を迎えた1万人以上の市民が参加する「朝霞の森 秋まつり」を追加されたい。	本市における春夏秋冬それぞれの季節を代表するイベントとして、季節ごとに1件づつ掲載しております。	無	地域づくり支援課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
80	第3章 「教育・文化」 大柱4 「地域文化」 中柱3 「地域文化によるまちづくり」	<p>&lt;現状と課題&gt;</p> <p>●市民が主役の朝霞市民まつり「彩夏祭」は、コミュニティ協議会加盟団体を中心とした実行委員会が運営する仕組みが確立されています。人口の流出入が多い都心のベッドタウンである本市は、ふるさと意識が希薄になりがちで、独自の文化が育ちにくい土壤です。今後のまちづくりにおいては、ふるさと意識を形成し、市民が地元に愛着と誇りを持てるよう、「彩夏祭」、「黒目川花まつり」、「朝霞アートマルシェ」、「どんぶり王選手権」<u>「朝霞の森秋祭り」</u>などの地域イベントに代表される市民が共有できる地域独自の文化を、いかに市民の間に根付かせていくかが課題です。<u>また、図書館を地域文化の発信の拠点だという認識を持って、単に、生涯学習の場所だけでなく、市民の文化活動への支援や市民の啓蒙活動への支援組織としてハード面とソフト面の整備が必要です。</u></p> <p>&lt;主な取組&gt;</p> <p><u>図書館を地域文化の発信の場所として整備する。</u></p>	図書館では、地域に関わる歴史や文化、政治、経済、産業などに関する資料の広く収集し保存を行っています。これらの地域資料の収集・保存を行うことにより、図書館は地域情報を発信・アピールする役割を担っていると考えています。引き続き、図書館では地域資料の収集・保存をとおして地域文化を発信してまいります。	無	図書館

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
81	第4章「環境・コミュニティ」 大柱1「環境」	<p>＜目指す姿＞</p> <p>本市の魅了である豊かなみどりと水辺が守られ、誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指します。。。。。。。</p> <p>(コメント)</p> <p>朝霞市は、「みどりの基本計画」という条例を制定して、緑とみどりを使い分ける事を宣言したのですから、その整合性からも、本計画での「緑」は「みどり」にして下さい。ただ、緑地とか、緑化等々の熟語はそのままです。</p> <p>(参考) みどりの基本計画より引用</p> <p>対象とする緑の概念を広げ、ひらがなの「みどり」で表しました改訂版では、従来の「緑」として保全、創出してきた自然の緑や水辺、植栽空間、オープンスペースに加え、緑や水辺にすむ生き物やこれらを支える土壤、そして緑や水辺を守り育む市民の活動、そこから醸成される生活文化までを含む幅広い概念を表す言葉として、ひらがなの「みどり」を用いることとしました。そして、市民、事業者とともにみどりの保全、創出や質の向上に取り組むことを通じて、みどり豊かなまち、みどりを守り育むことが生活文化として根付いたまちを築いていくことを目指します。</p>	<p>本市における緑地の保全や緑化の推進の総合的な計画である「みどりの基本計画」の中では、従来「朝霞市の緑」として保全、創出してきた自然の緑や水辺、植栽空間、オープンスペースに加え、緑や水辺にすむ生き物やこれらを支える土壤、そして緑や水辺を守り育む市民の活動を、そこから醸成される生活文化までを含む幅広い概念を表す言葉として「みどり」を用いることとしております。</p> <p>本文中の緑は、樹林地や農地、草地等、自然の緑など自然環境を表すため、漢字を用いることとしました。</p>	無	みどり公園課
82	第4章「環境・コミュニティ」 大柱1「環境」	年次報告書「朝霞の環境」について、毎年出ているが、3年か5年に1度発行で良い。その方が大きな変化が分かると思う。	「朝霞の環境」については、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」第7条に、「市長は、毎年、環境の状況及び環境保全等に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。」と規定されておりませんので、その取組状況を報告書としてまとめ、毎年公表しております。	無	環境推進課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
83	第4章 「環境・コミュニティ」 大柱1 「環境」 中柱1 「住みよい環境づくりの推進」	<p>市内では宅地開発も進んでマンションや新築の戸建て住宅が増えているが、多くの豊かな自然が残されている。</p> <p>特に、基地跡地には豊かな自然が残されている。都心部には珍しい巨木を含む樹林があり、多くの鳥が訪れている。</p> <p>『基地跡地の再生と保全』を加えて下さい。</p> <p>また、多くの昆虫が光害で絶滅の危機に瀕しています。</p> <p>『河川や雑木林での光害対策』を加えて下さい。</p>	<p>基地跡地につきましては、番号84の市の考えをご確認ください。</p> <p>光害対策につきましては、夜間照明が野生動植物を含む生態系全般に及ぼす影響については、不明な部分が多く、今後の研究の進展が望まれるとされておりますので、研究成果に注視してまいりたいと考えております。</p>	無	環境推進課、みどり公園課
84	第4章 「環境・コミュニティ」 大柱1 「環境」 中柱1 「住みよい環境づくりの推進」	<p>朝霞基地跡地の緑の森の写真がマンションの宣伝によく使われています。</p> <p>「基地跡地の広大な緑地空間の保全と再生」も加えてください。</p>	<p>「住みよい環境づくりの推進」の主な取組では、基地跡地のみならず、市全体の「自然環境の保全と再生」を定めております。</p> <p>基地跡地につきましては、「朝霞市基地跡地利用計画（平成27年12月）」において、防災拠点機能を備えた総合公園としての活用、多様な動植物を育む樹林の保全、様々な利用が行われる空間としての活用等の土地利用方針が示されていますので、基地跡地に残された緑地について、隣接する既存公園と連携した“みどりの拠点ゾーン”として整備を進めてまいりたいと考えております。</p>	無	環境推進課、みどり公園課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
85	第4章「環境・コミュニティ」 大柱1「環境」 中柱1「住みよい環境づくりの推進」	<p>＜現状と課題＞</p> <p>●本市の魅力である快適で住みよい環境を形成してきた黒目川などの河川や、雑木林、段丘斜面林などの自然環境をこれからも保全する必要があります。<u>特に、市の中に位置している基地跡地の自然環境は、将来「都市林」として保全する長期計画が必要です。</u>また、安全安心の生活環境を保全するため、本市における水質、大気などの状況を継続的に捉えるとともに、騒音、振動、悪臭などの公害対策も引き続き取り組んでいく必要があります。また、ペットの適正飼育や動植物の保護管理、有害鳥獣・害虫などからの被害対応など、多様な生物と市民が共生するための対応が必要となります。</p> <p>＜主な取組＞</p> <p>自然環境の保全と再生 <u>水とみどりと土（土壤）の保全</u> 生活環境の保全 動植物の適切な保護と管理</p>	基地跡地の自然環境は、都市部における貴重な資源と考えておりますので、関係部署と連携を図り保全に取り組んでまいりたいと考えております。	無	みどり公園課
86	第4章「環境・コミュニティ」 大柱1「環境」 中柱1「住みよい環境づくりの推進」	第5章「都市基盤・産業振興」大柱3「緑・景観・環境共生」中柱1「まちの骨格となる緑づくり」の取り組みとの重なり合う部分があるため、双方の取り組みをどのように切り分けながらも連携させていくか検討する必要があると考えます。	「住みよい環境づくりの推進」と「まちの骨格となる緑づくり」では、本市の魅力である快適で住みよい環境を形成してきた雑木林や斜面林などの緑地の保全及び緑化の推進など重なり合う取組がございます。 市といたしましては、担当する部門で相互に連携しながら、市民や市民団体とともに、自然環境を保全してまいりたいと考えております。	無	環境推進課、みどり公園課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
87	第4章 「環境・コミュニティ」 大柱1 「環境」 中柱1 「住みよい環境づくりの推進」	主な取組で、景観計画の活用なども書き込むべきではないか。環境対策と景観政策が協力しあい、活用できる制度を補完しあうことが必要。	景観計画は、朝霞の自然や歴史文化、人々の営みを伝える大切な風土や風景を守るとともに、より良い景観をつくり、地域の財産を育んでいくことで、住みたい、訪れたいと感じるまちづくりを進めるために策定されており、「住みよい環境づくりの推進」においても重なる部分がございます。 また、「朝霞市景観計画」では、朝霞市環境基本計画との連携が示されておりますので、市民や事業者と連携・協働によって取り組んでまいりたいと考えております。	無	環境推進課、まちづくり推進課
88	第4章 「環境・コミュニティ」 大柱1 「環境」 中柱2 「低炭素・循環型社会の推進」	<p>&lt;現状と課題&gt; 環境に付加を与えない社会を構築するためには、市民・事業者・行政が共通認識の下、相互に連携を深め、環境に付加を与えない活動を推進するとともに、 <u>気候変動の原因となり得る化石エネルギーの大量消費の抑制</u>に取り組むことが必要となります。</p> <p>&lt;主な取組&gt; 環境に配慮して取組の推進 <u>化石エネルギーの大量消費抑制の推進</u></p> <p>(コメント) 温室効果ガスとは、暗黙には二酸化炭素ガスが想定されていると思いますが、温室効果ガスは、二酸化炭素ガスだけではなく、水蒸気やメタンは二酸化炭素ガス以上の温室効果を持っている温室効果ガスです。しかも、水蒸気は二酸化炭素ガスの50倍も空気中に存在しています。これらも抑制することが想定されているとは思えませんので、化石エネルギーの大量消費の抑制の方がいいと思います。これは、同時にプラスチック使用の抑制にも繋がります。また、エコロジー（生態学）の意味でのエコでもあります。 また、みどりの基本計画には、「温暖化防止」ではなく「気候変動の緩和」の文言が使われています。整合性に留意して下さい。</p>	<p>現状と課題及び主な取組の表現につきましては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に用いられている文言を参考に記載しております。なお、いただいた御意見を踏まえ、次のとおり修正いたします。</p> <p>&lt;現状と課題&gt; 地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の増加は、気候変動を引き起こし、生態系にも大きな影響を与えています。持続可能な社会を構築するためには、市民・事業者・行政が共通認識の下、相互に連携を深め、環境に配慮した活動を推進するとともに、温室効果ガスの排出抑制に取り組むことが必要となります。</p> <p>&lt;主な取組&gt; (修正なし)</p>	有	環境推進課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
89	第4章 「環境・コミュニティ」 大柱1 「環境」 中柱2 「低炭素・循環型社会の推進」	住民自ら二酸化炭素排出量削減に貢献したことが分かるように、公共施設や市当局の二酸化炭素排出量の数値だけではなく、市全体での二酸化炭素排出量の算定と公表を検討してほしいです。	市全体の二酸化炭素排出量の公表については、国や県が公表している、本市における温室効果ガス排出量を、ホームページや広報などを活用し、公表してまいります。	無	環境推進課
90	第4章 「環境・コミュニティ」 大柱1 「環境」 中柱3 「環境教育・環境学習の推進」	<現状と課題> ●市全体の環境保全に向けて、市民一人ひとりの身近な環境への配慮が重要であり、環境保全への理解を進めることが必要となります。 <u>これには、水とみどりと土（土壤）の大切さを浸透させることが必要となります。また、生き物の多様性の保全にむけて、生き物の生活空間を極力破壊しない方策を検討する必要があります。</u>	環境の保全等の取組は、市のみならず、市民・市民団体、事業者それぞれの取組が不可欠です。御指摘の水とみどりと土の大切さの浸透や生き物の生活空間を破壊しない方策の検討につきましては、市民や事業者が環境に関する理解を深められるよう、積極的に情報提供を行うとともに、「朝霞の環境」の発刊やイベントの開催を通して、環境教育や学習の機会を提供し、また、生物多様性に関する情報を発信してまいりたいと考えております。	無	環境推進課、みどり公園課
91	第4章 「環境・コミュニティ」 大柱2 「ごみ処理」	サーマルリサイクルを推進してほしい。限られた予算で取り組んでいることは承知しているが、積極的に新しい技術を取り入れない限り、CO2低減が期待できないと思う。	朝霞市では、現在サーマルリサイクルを行っている民間業者2社へ委託を行っております。今後につきましても、循環型社会の形成のためには必要と考えておりますので、引き続き実施してまいります。	無	資源リサイクル課
92	第4章 「環境・コミュニティ」 大柱2 「ごみ処理」	環境計画を策定すると聞いているが、委託しないで職員が作ってほしい。サーマルリサイクルなど、最新の技術等についての知識を得るために、一部の業務をコンサルタントに委託するのは良いと思う。	計画期間が、令和6年度からの朝霞市第6次一般廃棄物処理基本計画の策定については、まだ検討はしておりません。策定の際に、コンサルタントに委託をするかはまだ未定でございますが、最新の技術等を踏まえた、循環型社会形成に向けた計画を策定してまいりたいと思います。	無	資源リサイクル課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
93	第4章「環境・コミュニティ」 大柱2「ごみ処理」	リサイクルプラザ企画運営協議会の後継者がいないのが残念である。	<p>リサイクルプラザ企画運営協議会は、リサイクルプラザの事業運営に関し、行政と密接な連携を図りながら市民主体で活動していただいており、開所以来多くの方が会員として活動されていましたが、ここ数年は、新規の会員の方の入会が少なく会員全体の高齢化が進んでいました。そのような中で、会員の内大半の方が退会され、現在は、新規会員の方を含め数人の方で活動しています。</p> <p>リサイクルプラザ企画運営協議会の会員の募集については、毎年市広報等に掲載し啓発しておりますが、会員の方が増えていないのが実情です。</p> <p>しかしながら、リサイクルプラザ企画運営協議会の活動は、必要と考えていますので、引き続き会員募集に努めて参ります。</p>	無	資源リサイクル課
94	第4章「環境・コミュニティ」 大柱2「ごみ処理」	プラスチックごみの回収についての対策が読み取れなかった。世界的にも問題になっているので、対策に取り組んでほしい。	プラスチックごみにつきましては、海洋汚染を引き起こすなど世界的に注目された課題でございます。本市におきましては、ごみの分別の徹底や適正なごみ排出の推進を行いプラスチックが適正に処理されるよう広報等で啓発しております。また、マイバッグ、マイボトルの利用促進につきましても、引き続き実施してまいります。	無	資源リサイクル課
95	第4章「環境・コミュニティ」 大柱2「ごみ処理」	分別収集について徹底してほしい。また、個別回収をしてほしい。これらの点について、和光市との協議の中でも、検討してほしい。	<p>収集につきましては、組合で収集する方法と各市ごとに収集する方法がございます。組合で収集する場合は、収集方法について構成市での検討を行いますが、各市での収集の場合、各市で検討します。朝霞市におきましては、現在個別収集は、狭小な道路への侵入が困難であったり、収集員や収集車の台数を増やす必要がありますことから、難しいものと考えております。</p> <p>また、和光市との協議においては、焼却場の建設が主な協議内容となっており、収集業務については、今後の検討課題となっております。朝霞市内でも、不適正な分別状態にある集積所の相談も多いことから、分別の徹底について引き続き啓発に努めてまいりたいと考えております。</p>	無	資源リサイクル課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
96	第4章「環境・コミュニティ」 大柱2「ごみ処理」 中柱2「ごみ処理体制の充実」	<p>&lt;主な取組&gt;</p> <p>収集・運搬の充実</p> <p><u>ゴミ収集の当番制の廃止の検討</u></p> <p>計画的な施設整備の推進</p> <p>(コメント)</p> <p>現状のゴミ収集の方式は、町内会によって異なるとは思いますが、大体は「当番制」になっているようです。この当番制には、いくつか問題点があります。ひとつは、核家族化した家庭で、遠隔地に親族がいる場合、ゴミ当番の間は、たとえ遠くの親族に用事があつても泊まり掛けの移動が出来ません。この場合、当番を代わってもらうにしても、どうしても一方的な依頼になってしまい、お互いの助け合いの関係にはなりません。もうひとつは、管理人のいないアパートの一人住まいでは、ほとんど当番を避ける場合が多いですが、強制的に当番にするわけにはいきません。そこで、個人の当番制ではなく、行政が収集場所に時間を決めて収集容器等を配り、その後、回収をしていただきたい方式を検討していただきたいと思います。この方式は、他の自治体でも行っているところもあると聞いています。</p>	<p>現在市内には、約5,000ヶ所のごみ集積所があり、行政で収集毎に収集容器等を配ることは、難しい状況でございます。</p> <p>現在、朝霞市では、集積所を利用する方々で、ごみ集積所を管理していただき、指定された収集日に各集積所でごみを排出していただくこととなっております。</p> <p>他の行政では、個別収集等を実施しているところもございますが、狭小な道路への侵入が困難であったり、収集員や収集車の台数を増やす必要がありますことから、難しいものと考えております。</p> <p>今後につきましても、集積所利用者の皆様にごみ集積所の美化及び管理に努めていただきますようお願いいたします。</p>	無	資源リサイクル課
97	第4章「環境・コミュニティ」 大柱2「ごみ処理」 中柱2「ごみ処理体制の充実」	和光市とのごみ処理広域化について住民に周知すること、それまでの市の施設の安定稼働と維持管理に理解と協力を求めることを盛り込んでもらいたいです。	<p>平成31年4月1日から、朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会において、ごみ処理広域処理に関する事項について協議をしており、令和2年度10月1日に一部事務組合を立ち上げる予定となっております。</p> <p>いただきました、意見につきましては当該協議会に意見を伝えさせていただくとともに、住民の方への周知及び安定稼働のためのごみの減量化や分別の徹底などについて、今後も継続して実施していくかと考えております。</p>	無	資源リサイクル課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
98	第4章「環境・コミュニティ」 大柱3「コミュニティ」	地域コミュニティの意識が希薄にならぬためにも社会教育の文脈で地域で子どもを育てる計画や事業が充実することが必要と考えます。多世代が遊びを通して関わるイベントなどが良いのではないでしょうか。  <u>(事務局追記) 第3章「教育・文化」に対して同じ意見をいただいています。</u>	地域で子どもを育てるということは、地域コミュニティが持つ役割の一つでもあると考えておりますので、地域コミュニティを形成する様々な団体が相互に連携し、御意見のような活動ができるよう支援してまいります。	無	地域づくり支援課
99	第4章「環境・コミュニティ」 大柱3「コミュニティ」	自治会だけではコミュニティを機能させるには限界がある。NPO団体等とも市が連携することが重要である。	御意見のほか、自治会・町内会とNPO団体等の相互の連携を支援することも課題としておりますので、第6章の大柱4「市民参画・協働」の施策とも関連した検討課題としたいと考えております。	無	地域づくり支援課
100	第4章「環境・コミュニティ」 大柱3「コミュニティ」 中柱1「コミュニティ活動の推進」	自治会・町内会等の活動を担う方たちの高齢化問題、世代交代の円滑な仕組み作りなどを追記されたい。	御意見にありますように、「自治会・町内会が抱える課題」の一つとして、担い手の高齢化が挙げられています。 自治会・町内会等が地域コミュニティの要として活動できるよう、引き続き支援してまいります。	無	地域づくり支援課
101	第4章「環境・コミュニティ」 大柱3「コミュニティ」 中柱1「コミュニティ活動の推進」	住民に多様な家族のあり方や生き方に関する知識と理解を深める機会を作り、互いに尊重しあって生きることのできる地域社会を目指す取り組みを求めます。	よりよい地域社会の形成におきましては、御意見にありますように多様な家族のあり方や生き方を互いに尊重することが重要であると考えております。 今後のコミュニティ活動の推進に当たっての御意見として承りました。	無	地域づくり支援課
102	第4章「環境・コミュニティ」 大柱3「コミュニティ」 中柱1「コミュニティ活動の推進」	地縁型組織に加え、目的別組織である市民活動団体を位置づけたことは評価したい。一方で、地域福祉の推進、地域包括ケアの推進、防災活動の推進、その他様々な市民生活の詳細な課題解決のために市民活動団体を育成するために、人的資源を仲介したり、ノウハウを提供したりする支援機能が弱く、市民活動支援センターの運営の抜本的な改革が求められるのではないか。市民活動団体の支援機能の強化に関して、具体的な対応策が必要ではないか。	様々な市民活動が広がり、今後も活動を支える人材の発掘や育成は、必要であると考えております。このため、市民活動団体の課題を把握し、的確な支援が行えるよう市民活動支援ステーションのスキル向上は必須であると考えております。 団体に対して必要なノウハウが提供できるよう団体相互の連携・交流事業や、他市のセンターで実施している相談事業などを検討するなど、団体への支援が充実できるよう努めてまいります。	無	地域づくり支援課
103	第4章「環境・コミュニティ」 大柱3「コミュニティ」 中柱1「コミュニティ活動の推進」	活動施設の充実の一環として、空き家を活動場所として利用できるように、市が所有者と履行希望団体とをマッチングすることを求めます。	空き家対策については、関係機関と連携し空き家の利活用を含めて施策を検討していきたいと考えております。 また、活動施設としての空き家の活用については、今後の検討課題としたいと考えております。	無	地域づくり支援課、開発建築課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
104	第4章「環境・コミュニティ」 大柱4「市民活動」	新しく活動したいと考えている人が活動に参入できる機会を作る取り組みを求めます。	市民活動に参加する機会として、活動を始めるコツやメリットなどの講義、活動が体験できる「地域デビュー支援セミナー」を行っております。この他、市民活動パネル展や、広報に活動内容を掲載するなど周知・啓発にも努めております。 今後におきましても、各事業を工夫しながら、より多くの人が市民活動に参加する機会を提供してまいります。	無	地域づくり支援課
105	第4章「環境・コミュニティ」 大柱4「市民活動」	草加市は市民活動団体との協働が進んでいる。市長によるパートナーシップカレッジの開催など。十文字学園女子大学の星野教授が地域連携を推進している。朝霞市が今後市民活動に係る施策を詳細化していく上で、参考にしてほしい。	昨年12月に市政モニターアンケートを実施し、市民活動に関する意識などを伺ったほか、本年3月に市民活動団体の活動状況、課題、または支援に対するニーズ調査などの市民活動団体アンケートを実施しました。これらアンケート結果のほか、他市の事例なども参考にし、市民活動団体に係る施策の推進に努めてまいります。	無	地域づくり支援課
106	第4章「環境・コミュニティ」 大柱4「市民活動」	市民活動に対する市の施策が体系化されていない。体系化の前提として、市民活動の実態調査を行ってほしい。	昨年12月に市政モニターアンケートを実施し、市民活動に関する意識などを伺ったほか、本年3月に市民活動団体の活動状況、課題、または支援に対するニーズ調査などの市民活動団体アンケートを実施しました。今後、アンケート結果は取りまとめ、市ホームページに掲載し、公表することとしております。	無	地域づくり支援課
107	第4章「環境・コミュニティ」 大柱4「市民活動」	市民活動団体が活動するに当たって打合せ等を行える場所を充実させてほしい。	市民活動団体が活動するにあたり、場所の確保については、必要なものであると考えております。しかし、新たに会議室等の場所を設置することや、多くの団体の活動場所を確保することは、費用面等の点からも難しいものと考えております。なお、少人数の打合せ等であれば、市民活動支援ステーション（テーブルなど）をご利用いただけます。	無	地域づくり支援課
108	第4章「環境・コミュニティ」 大柱4「市民活動」	市民活動に関する府内の情報をまとめて公表してほしい。	市民活動団体に関する府内の補助金（手引きなど）をファイルにまとめ、常時、市民活動支援ステーションで、閲覧できるようにしております。また、補助金の他、助成金・アワード情報や、金融機関の融資情報についても、まとめたものを設置し、閲覧できるようにしております。	無	地域づくり支援課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
109	第4章「環境・コミュニティ」 大柱4「市民活動」	地域づくり支援課が市民活動を所管しているが、推進するための力が弱い。全庁的に推進できるよう力を持たせることはできないか。	市民活動を推進するため、市民活動団体の情報をまとめた「あさか市民活動ガイドブック」や、メールマガジンを全庁に配信するなどして、市民活動の周知に努めているところでございます。今後は、市民活動団体に交付している補助金事業についても、改善していきたいと考えております。	無	地域づくり支援課
110	第4章「環境・コミュニティ」 大柱4「市民活動」	さいたま市は、市民活動のアンケートを実施し、指針を作成し、条例を作り、サポートセンターを作った。そこでは機能が充実している。朝霞市の市民活動支援センターにも、市民に対して市民活動情報や協働の情報などを発信したり、そこで様々な情報を入手できるようにしてほしい。現在のセンターで相談していく市民や団体に対して寄り添いが足りないように感じる。	市民活動の情報については、広報あさかや、メールマガジンの配信、また、市民活動パネル展の開催などにより、広く市民の方々に発信を行っているところでございます。また、市民活動支援ステーションにて、各団体の事業チラシや、活動を支援するための助成金、市政に関する情報などを提供しております。今後におきましても、情報発信等については、工夫をしながら、より多くの方に利用いただけるように努めてまいります。	無	地域づくり支援課
111	第4章「環境・コミュニティ」 大柱4「市民活動」 中柱1「市民活動への支援」	市民活動団体と関係する行政部門との意見交換の場を設け、協働の拡大を検討していくを追記されたい。	今後も協働を推進するため、全庁内に市民活動団体のさらなる周知を行い、活動内容の理解を深めることが、必要であると考えております。このため、来年度から市民活動団体の事業（市民活動団体支援補助金交付事業）について、市民及び行政の職員も参加できる「事業報告会」を開催し、活動の周知・啓発、協働が広がる契機にしたいと考えております。 また、第5次行政改革の取組においても、各制度の改善などが検討されており、様々な手段を検討してまいりたいと考えております。	無	地域づくり支援課
112	4章「環境・コミュニティ」 大柱4「市民活動」 中柱1「市民活動への支援」	市民活動団体の抱える問題・課題の把握・整理し、市民活動推進方針あるいは計画の作成  市民活動の支援策はいくつか用意されていますが、ニーズを十分に踏まえておらず、体系的になっていないとともに、量も不足しています。	昨年12月に市政モニターアンケートを実施し、市民活動に関する意識などを伺ったほか、本年3月に市民活動団体の活動状況、課題、または支援に対するニーズなどについて、市民活動団体アンケートを実施いたしました。今後、アンケート結果でのニーズ等を踏まえ、団体が抱える問題・課題に的確な支援が行えるように取り組んでまいります。	無	地域づくり支援課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
113	第4章 「環境・コミュニティ」 大柱4 「市民活動」 中柱1 「市民活動への支援」	市民活動支援の基準の作成 団体に対する支援が、職員によって異なっていますので、統一的な基準を提示してください。	他市の支援内容なども参考に、現状の基準について、さらに充実した内容のものとなるよう作成してまいります。	無	地域づくり支援課
114	第4章 「環境・コミュニティ」 大柱4 「市民活動」 中柱1 「市民活動への支援」	市民活動支援の補助金の使いやすさの向上 4月の活動が対象になってしまふので改善してください。自治体によっては、4月の活動も対象にできるような措置を講じています。	今後、4月の活動も対象にできるように、本補助金の改正を行ってまいります。	無	地域づくり支援課
115	第4章 「環境・コミュニティ」 大柱4 「市民活動」 中柱2 「市民活動環境の充実」	「会議室の拡充整備」を追記する。	市民活動団体が活動するにあたり、場所の確保については、必要なものであると考えております。 しかし、新たに会議室等の場所を設置することや、多くの団体の活動場所を確保することは、費用面等の点からも難しいものと考えております。なお、少人数の打合せ等であれば、市民活動支援ステーション（テーブルなど）をご利用いただけます。	無	地域づくり支援課
116	第4章 「環境・コミュニティ」 大柱4 「市民活動」 中柱2 「市民活動環境の充実」	公民館など市民活動の場所の拡充と使いやすさの改善 市主催のイベントの場合は、かなり前から公民館などの予約ができるのに対して、市民団体の予約期間が限定されており、数か月にわたる一連の活動の場所を確保することができない状況がありますので。	公民館の有効利用と平等な取扱いを確保するため施設の使用の申込みは仮予約制度により行うこととなっており、使用する日の属する月から起算して2か月前から受け付けており、今後も変更の予定はございません。	無	地域づくり支援課、中央公民館
117	第4章 「環境・コミュニティ」 大柱4 「市民活動」 中柱2 「市民活動環境の充実」	市民活動ステーションの事業の見直しと充実 特に、利用者懇談会・意見交換会（分野別）の実施と相談機能の充実。	昨年7月に市民活動の活性化や団体同士の連携強化を図ることを目的とした、市民活動団体交流会を、社会福祉協議会と共に開催で行い、ボランティア団体など様々な分野の団体に参加していただきました。今後も本交流会を工夫しながら、団体相互の交流などが図れる事業を実施してまいります。また、相談機能の充実については、他市の取り組みなども参考に、的確な団体支援が行えるように努めてまいります。	無	地域づくり支援課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
118	第5章 「都市基盤・産業振興」	<p>本町2丁目地域の商業地域指定見直しについて 本町2丁目地域は商業地域に指定されていますが、現状、商店があるのは駅周辺と駅前通り等幹線道路に沿った部分のみでその他は低層の住宅地域です。 しかし、最近、狭い空き地などに商業地域の建築制限が緩いことからマンション建設が頻繁に行われ付近住民の日照等住環境が悪化し、反対の登り旗が建てられている場所もあります。 そもそも、商業地地域は主に商業等の業務の利便の増進を図る地域と位置付けられており現在の状況は本来の目的を逸脱しており商業施設が多くある和光市駅と朝霞台駅に挟まれたこの地域は将来的にも発展は望めないと私は思います。 また、用地地域の指定を見ると、朝霞駅周辺の商業地域だけでも23ヘクタールと広大で、和光市の1.4ヘクタール、志木市の1.3ヘクタール、新座市でも新座駅と志木駅南口合わせても30ヘクタールと、朝霞駅周辺の商業地域は異常な広さで、指定の方法も和光市や志木市では駅の近くと和光市にあっては駅から離れた場所は幹線道路沿いのみを商業地域としています。 さらに、商業地域の指定については、昭和50年12月の衆議院建設委員会で「商業地域は他の地域より密集しているため一番日照問題が必要な地域である。」との委員からの意見や、昭和51年10月の同委員会では「商業地域の面積が広すぎる。近隣商業でも良い地域が多い。容積率200%以上では日照の確保は困難。」と参考人から述べられています。 このようなことを考えると本町2丁目のうち朝霞駅に隣接した地域や幹線道路に面した地域はやむを得ないにしても、それ以外の地域については用途地域や高さ制限等を根本的に見直す必要があるのではないかでしょうか。 過去に市議会での野党議員からの質問に対して見直す考えはないとの市側の答弁や、景観計画の変更に対するパブリックコメントで朝霞市都市計画マスターplanや埼玉県のまちづくり埼玉プランで決められているからなどの回答があるようですが、住民にとっては日照問題だけでなく地価の上昇による固定資産税や相続税の上昇など何のメリットもありません。 よって、不動産業者の利益や一部の大土地主の方たちの権利を守るのも結構ですが、それよりもこれからもこの地域に住み続けようとしている多くの低層住宅に住んでいる住民が安心して暮らせるような街づくり進めることを強く望みます。 以前、市主催の景観計画の説明会だったと思いますが、その中で用途地域の見直しが話題になった際、市の都市計画審議会に学識経験者として参画している某氏が「用途地域の変更をすると地主が嫌がる。」との発言がありました。</p>	<p>朝霞駅周辺の商業地域は、朝霞市都市計画マスターplanにおいて、魅力ある店舗の誘導などによる商業・業務機能の充実や都市機能の集積を図り、魅力と活力ある中心市街地としてのぎわいづくりを推進していくこととしております。</p> <p>地域の特性に応じて商業業務機能の誘導を図ることや、高層マンションの建築に一定の制限をかける等の手法としては地区計画制度等がありますが、この策定には地域の皆様の合意形成が必要不可欠となります。</p> <p>地域の皆様の発意による地区計画等の策定に向けて機運が高まってきた場合には、ルールづくりに向けた技術的援助を行ってまいります。</p>	無	まちづくり推進課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
119	第5章「都市基盤・産業振興」	相続により減少する緑地や農地を自治体が買い取ったり、借りることで、地域の社会教育の事業などに利活用できないでしょうか。	緑地の減少が続く本市において、緑化、緑地の保全は重要な課題であると認識しております。 これまで、保護地区を公有地化又は借地化するなど、緑地の保全に努めているところであります、今後も緑地の保全と創出に努めてまいります。	無	みどり公園課、産業振興課
120	第5章「都市基盤・産業振興」	中柱に一つも住宅政策がなく、ベッドタウン朝霞市として、大丈夫なのだろうか。	住宅政策は、様々な施策課題と密接に絡む内容を含んでおりますので、今回の後期基本計画においては、「具体的な施策」の個々の項目に位置付けております。 柱として、独立した表現にはしていませんが、重要な施策であると考えておりますので、後期の計画期間の中で、ひとつひとつ整理しながら検討してまいります。	無	開発建築課
121	第5章「都市基盤・産業振興」	5章「都市基盤・産業振興」のうち都市基盤について、文量が多く、現状と課題が目一杯記載されているため読み取りにくい。わかりやすく精査してほしい。	都市基盤を担当する各所管課におきまして、精査した内容を記載しています。	無	まちづくり推進課、開発建築課、みどり公園課、道路整備課
122	第5章「都市基盤・産業振興」 大柱1「土地利用」 中柱1「市街地の適正な利用」	本町2丁目周辺商業地域指定の見直し検討を追記する。 <b>【理由】</b> 朝霞駅前周辺の商業地域は衰退の一途をたどり、マンション街に変身しつつあります。良好な住環境の維持が欠かせません。今後、商業地域指定の再検討が必要になってきています。	朝霞駅周辺の商業地域は、朝霞市都市計画マスタープランにおいて、魅力ある店舗の誘導などによる商業・業務機能の充実や都市機能の集積を図り、魅力と活力ある中心市街地としてのにぎわいづくりを推進していくこととしております。 地域の特性に応じて商業業務機能の誘導を図ることや、高層マンションの建築に一定の制限をかける等の手法としては地区計画制度等がありますが、この策定には地域の皆様の合意形成が必要不可欠となります。地域の皆様の発意による地区計画等の策定に向けて機運が高まってきた場合には、ルールづくりに向けた技術的援助を行ってまいります。	無	まちづくり推進課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
123	第5章「都市基盤・産業振興」 大柱1「土地利用」 中柱1「市街地の適正な利用」	部分的な開発によって複雑な道路が敷設されたり、袋小路ばかりが連なる箇所ができたりしている地区があります。地域の一体的な整備（歩道や公園の設置等）に民間事業者や地権者の協力を得ていく努力も盛り込んでもらいたいです。	市では、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある開発行為や大規模建築物の建築等に対して必要な基準や手続き等を定めた「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」を平成21年4月に制定し、事業者に対して必要な公共施設等の整備を求めるなど、安全安心で快適な住環境の整備に努めています。 地域の特性に応じて土地利用に一定の制限をかける等の手法としては地区計画制度等がありますが、この策定には地域の皆様の合意形成が必要不可欠となります。地域の皆様の発意による地区計画等の策定に向けて機運が高まってきた場合には、ルールづくりに向けた技術的援助を行ってまいります。	無	まちづくり推進課
124	第5章「都市基盤・産業振興」 大柱1「土地利用」 中柱2「市街地周辺の適正な利用」	基地跡地全体を文字通りの「朝霞の森」という認識で、長期的計画の下で、すこしづつ「公園用地」として購入し、最終的には「公園」ではなく、市民の生活に根ざした「都市林」として、整備する。現在の「朝霞の森」は「朝霞の森広場」でいいし、シンボルロード（仮称）も、「朝霞の森大通り」とか、「あさかの森の散策路」という位置づけで整備することを提案します。	「朝霞の森」は、国と管理委託を締結し、暫定的に無償で土地を借り受けて公園として利用しています。暫定利用広場「朝霞の森」の用地を含め、基地跡地につきましては、基地跡地利用計画や基地跡地公園・シンボルロード整備計画に基づいて、整備を進めてまいります。	無	みどり公園課、政策企画課、道路整備課
125	第5章「都市基盤・産業振興」 大柱1「土地利用」 中柱2「市街地周辺の適正な利用」	「現状と課題」の●基地跡地地区・・・に基づいた基地跡地「の緑豊かな自然環境」と周辺の公共施設・・・。の行に「」内の文字を挿入する。	土地跡地利用計画書等においては、「基地跡地」と「周辺の公共施設」で記述していることから、原案のとおりといたします。	無	政策企画課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
126	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱1 「土地利用」 中柱2 「市街地周辺の適正な利用」	<p>＜現状と課題＞</p> <p>●市街化調整区域は、黒目川をはじめとする河川沿いの緑と水辺など優れた自然環境や優良な農地が残されており、これらをできる限り保全しながら、地域の状況に応じて、市街地と自然環境との調和を図りながら適切な土地利用が行われるようにしていく必要があります。</p> <p>●基地跡地地区については、基地跡地利用計画に基づいた基地跡地と周辺の公共施設との連携の創出など、まちの顔となる魅力ある活用が必要です。<u>特に、基地跡地は長期的の視野のもとで「公園用地」として国から取得し、「都市林」として保全する必要があります。</u></p> <p>●市内の緑地は、朝霞市緑化推進条例に基づく保護地区・保護樹木の指定や首都圏近郊緑地保全法に基づく荒川近郊緑地保全区域の指定があり、今後も都市環境の保全、景観の維持や防災機能など、緑地の持つ役割をふまえ点在する斜面林、屋敷林などの保全が必要となります。</p>	<p>基地跡地地区につきましては、基地跡地利用計画に基づいて基地跡地と周辺の公共施設との連携の創出など、まちの顔となる魅力ある活用を目指しています。引き続き土地の利用に応じた用地取得や整備について、各種計画に基づいて進めてまいりたいと考えております。</p> <p>基地跡地地区の利活用の方向性については、既に基地跡地利用計画等に定められておりますので、案のとおりとさせていただきます。</p>	無	政策企画課
127	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱1 「土地利用」 中柱2 「市街地周辺の適正な利用」	<p>プレーパーク常設化</p> <p>朝霞の森のプレーパークは、朝霞市の目玉となりうる事業であるが、常設化されていない。子どもの居場所作り、大人のコミュニティづくりにも有用であり、プレーパークを常設化していくでも子ども・大人が自然の中で交流できる仕組みを検討していただきたい。</p>	今後も、子どもたちの健やかな成長を支える外遊び空間の充実に努めてまいります。	無	みどり公園課
128	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱1 「土地利用」 中柱2 「市街地周辺の適正な利用」	身近な地区的土地利用に係るルールづくりや快適な住環境の整備などを市民と行政の協働により実現する仕組みづくりが必要です。上尾市では、平成16年に街づくり推進条例を制定し、行政が市民の活動を支援し、成果を上げています。	<p>地域の特性に応じたルールづくりにつきましては、住民の皆さんが主体的にまちづくりのルールを決めることができる地区計画、建築協定等があり、市ホームページに制度のご案内を掲載し啓発に努めています。</p> <p>市では、市民の皆様の発意による地区計画等の策定に向けて機運が高まってきた場合は、ルールづくりに向けた技術的援助を行ってまいります。</p>	無	まちづくり推進課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
129	第5章「都市基盤・産業振興」 大柱2「道路交通」	<p>道路計画において、朝霞駅南口から市役所前と朝霞蕨線、市役所通りと道路幅について拡張か利用時間帯等の考慮を計画して頂きたい。</p> <p>理由は、主に通勤経路として歩行利用しているが車両の往来での幅寄せが危険なため。</p> <p>今後の人団増加による道路利用に対してもう少しメイン道路としての向きに検討してもらえた幸いです。車両の往来は時間帯にもよりますがせめて朝夕の通勤時間帯は歩行者天国等にするか等、車両は城山線から迂回してもらい駅前ロータリーに出てもらう等はどうでしょうか。</p> <p>また、突飛な考えでは地下通路にしてしまい地上道は今までどおりで地下歩行通路を城山線辺りから駅前か駅構内迄や北口まで通すなどはいかがでしょうか。東武東上線の駅舎との連携も必要でしょう。</p> <p>朝霞市の骨格としての道路計画は近隣住民や県との連携もあるかと思い積極的な検案に進みずらいとは思いますが、道路は市の動脈であることは間違いない他の案件にも関わる重大な位置であるため前向きな検討をして頂くことを願います。</p>	<p>市では、昨年5月に、道路整備の最上位計画となる「道路整備基本計画」を策定しました。</p> <p>この基本計画では、道路の機能・役割を踏まえた段階的かつ体系的ネットワークの形成を目指した道路の整備水準を定めるとともに、優先的に整備する路線を定めております。</p> <p>今後におきましても、本計画に基づき整備を推進してまいります。</p> <p>一方通行や歩行者天国等の交通規制については、地域の皆様の発意と合意形成が必要となります。</p>	無	まちづくり推進課
130	第5章「都市基盤・産業振興」 大柱2「道路交通」 中柱1「やさしさに配慮した道づくり」	さらなるバリアフリー化を進めること、歩行者の安全性を高めることを盛り込んでもらいたいです。	<p>歩行者等が安心して通るところができる道路のバリアフリー化につきましては「朝霞市移動等円滑化のため必要な市道の構造に関する基準を定める規則」に基づき、道路の拡幅や歩道の新設工事に合わせて段差解消などの、バリアフリー化を推進しております。</p> <p>また、現在、市道8号線（公園通り）の歩道において、乗入れ部の段差解消・点字ブロック設置といったバリアフリー化整備工事を進めております。</p>	無	道路整備課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
131	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱2「道路交通」 中柱1「やさしさに配慮した道づくり」	朝霞駅から市役所までの県道（駅前通り）の交通安全対策について、電柱があり、側溝の蓋の上を歩かせ、バスが通り、歩行者が安全に安心して歩けない。 ①市が大鉈を振り改善を進めていくことが重要だと思うがいかがか。 ②安全に安心して歩くことができれば商店も賑わうと思うがいかがか。 ③県道だから、市ではできない、と言ってほしくない。いかがか。	当該道路については、地元の皆さまの御意見をお聞きした上で、歩行者が安心して歩ける道路空間のあり方について、関係機関、交通事業者等と話し合ってまいりたいと考えております。	無	道路整備課
132	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱2「道路交通」 中柱2「まちの骨格となる道路づくり」	都市計画道路のみが言及されており、交通量が多く、実質的な都市計画道路並みの役割を負っている道路に関する扱いが不明確でよいのか。歩道にすべきところと思われるところに相次いで民間の建築物が建つてしまい、危険な通行環境が一向に改善されない。	市では、昨年5月に、道路整備の最上位計画となる道路整備基本計画を策定しました。この基本計画では、道路の機能・役割を踏まえた段階的かつ体系的ネットワークの形成を目指した道路の整備水準を定めるとともに、優先的に整備する路線を定めています。 今後におきましても、本計画に基づき整備を推進してまいります。 一方通行や歩行者天国等の交通規制については、地域の皆様の発意と合意形成が必要となります。	無	まちづくり推進課
133	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱2「道路交通」 中柱3「良好な交通環境作づくり」	幹線道路などから電線や電柱の地中化について検討していきますを追記する。	当該道路については、地元の皆さまの御意見をお聞きした上で、歩行者が安心して歩ける道路空間のあり方について、関係機関、交通事業者等と話し合ってまいりたいと考えております。	無	道路整備課
134	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱2「道路交通」 中柱3「良好な交通環境づくり」	地域公共交通網計画の策定・実行が記述される必要があるのではないか。	地域公共交通網形成計画については、令和元年7月に設置された地域公共交通協議会において令和3年3月の策定に向けて検討しているところです。	無	まちづくり推進課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
135	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱2 「道路交通」 中柱3 「良好な交通環境づくり」	シェアサイクルの利用推進については、単にシェアサイクルポートを増やすだけではなく、自転車を利用した市内観光ルートの紹介や効果的な利用方法の提案などを、民間事業者と住民と協働で進めてほしいです。	市では、環境と人にやさしい交通ネットワークの形成に向け、事業者と共同でシェアサイクル・サービスの実証実験を行っています。 シェアサイクルの利便性は、ポートの設置数が多いほど高まることから、市では、これまでポートの増設に努めてきました。 今後は、本格導入に向け、御指摘の市内観光ルートの紹介など、シェアサイクルの更なる利活用方法を検討してまいります。	無	まちづくり推進課
136	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱3 「緑・景観・環境共生」	大柱3「 <u>みどり</u> ・景観・環境共生」 <を目指す姿> 子どもから高齢者までの幅広い世代が都市に於ける公園や <u>みどり</u> のオープンスペースで自然と触れ合い、レクリエーション活動、。。。。。。。  (コメント) ここも「緑」ではなく「みどり」が適切です。少なくともオープンスペースは「緑」ではありません。このページ、緑地等の熟語以外の「緑」は「みどり」が適當だと思います。	本市における緑地の保全や緑化の推進の総合的な計画である「みどりの基本計画」の中では、従来「朝霞市の緑」として保全、創出してきた自然の緑や水辺、植栽空間、オープンスペースに加え、緑や水辺にすむ生き物やこれらを支える土壤、そして緑や水辺を守り育む市民の活動を、そこから醸成される生活文化までを含む幅広い概念を表す言葉として「みどり」を用いることとしております。 本文中の緑は、樹林地や農地、草地等、自然の緑など自然環境を表すため、漢字を用いることとした。	無	みどり公園課
137	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱3 「緑・景観・環境共生」 中柱1 「まちの骨格となる緑づくり」	基地跡地公園・シンボルロード第1期整備事業で実施が先送りになった道路以外エリアの早期整備に向け取り組みますを追記する。	整備内容やスケジュール等について再確認を行い、引き続き、国等関係機関と協議を進めてまいります。	無	みどり公園課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
138	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱3 「緑・景観・環境共生」 中柱1 「まちの骨格となる緑づくり」	<p>中柱1「まちの骨格となる<u>みどり</u>づくり」          &lt;現状と課題&gt;</p> <p>●市内の民有緑地や農地は、相続等により減少傾向にあります。生物多様性の保全や良好な景観形成に寄与する<u>みどり</u>を、市民、事業者との連携や協働で保全し、質の維持・向上を図っていくことが必要です。担い手となる市民ボランティアの高齢化が進んでおり、参画する市民、事業者の裾野を広げていくことが求められています。</p> <p>●みどりの基本計画に基づき、生物多様性の保全や景観、多世代交流の観点から、<u>みどり</u>をさらに質の高いものとしていくことが求められており、減少が進む<u>みどり</u>を残すと同時に、人の集まる場所の緑化を進めていくことや魅力ある公園・里林（都市林）づくりを市民、事業者等との協働で進める必要があります。</p> <p>&lt;主な取組&gt;          武蔵野の原風景を継承する<u>みどり</u>や里林の保全          市民生活のうるおいとしての農地（畑や水田）の保全          計画的な<u>みどり</u>づくり</p>	<p>みどりの基本計画の中では、従来「朝霞市の緑」として保全、創出してきた自然の緑や水辺、植栽空間、オープンスペースに加え、緑や水辺にすむ生き物やこれらを支える土壤、そして緑や水辺を守り育む市民の活動を、そこから醸成される生活文化までを含む幅広い概念を表す言葉として「みどり」を用いることとしております。</p> <p>今後も、みどりの基本計画に掲げる「彩りあふれるみどりの朝霞」というみどりの将来像の実現に向けて、施策を展開するとともに取組を進めてまいります。</p>	無	みどり公園課
139	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱3 「緑・景観・環境共生」 中柱1 「まちの骨格となる緑づくり」	農業振興と連携し、都市農地貸借円滑化法の周知により、農業従事者を増やして市内の農地利用と保全に努めてもらいたいです。	都市農業の安定的な継続と都市農業の有する多様な機能が発揮されるために、意欲ある農業従事者に農地を有効に活用していただくことは重要なことであると考えております。都市農地を貸借しやすくする「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」につきましては、県や農協と連携し引き続き周知を図るとともに、都市農地の保全にも努めてまいります。	無	みどり公園課、 産業振興課
140	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱3 「緑・景観・環境共生」 中柱2 「うるおいのある生活環境づくり」	<p>都市街区には豊かな環境を残した公園が多くあります。河川部には公園はありますが、川に入って行ける公園はありません。</p> <p>水辺に恵まれている朝霞ならではの親水公園があればと思います。</p> <p>『水辺の再生』を加えて下さい。</p>	本市の貴重な水資源を生かして、水辺に親しめる空間づくりを推進することは必要なことと考えております。そのためには、みどりの基本計画に掲げる「彩りあふれるみどりの朝霞」というみどりの将来像の実現に向けて、みどりの目標である「緑と水辺を守る」取組を進めてまいりたいと考えております。	無	みどり公園課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
141	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱3「緑・景観・環境共生」 中柱2「うるおいのある生活環境づくり」	市道8号線仮称シンボルロード緑地保全を市民や事業者などと連携を取って進めますを追記する。	平成30年4月に改訂しました基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画に基づき、維持管理など市民、事業者等との協働による取組を進めてまいります。	無	みどり公園課
142	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱3「緑・景観・環境共生」 中柱2「うるおいのある生活環境づくり」	<主な取組> 水とみどりのネットワークの充実 水とみどりのうるおいのある市街地の形成	みどりの基本計画の中では、従来「朝霞市の緑」として保全、創出してきた自然の緑や水辺、植栽空間、オープンスペースに加え、緑や水辺にすむ生き物やこれらを支える土壌、そして緑や水辺を守り育む市民の活動を、そこから醸成される生活文化までを含む幅広い概念を表す言葉として「みどり」を用いることとしております。	無	みどり公園課
143	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱3「緑・景観・環境共生」 中柱3「まちの魅力を生み出す景観づくり」	街の景観を演出する街路樹の素敵な樹形を保全するため、街路樹の管理計画を策定するを追記する。	身近な緑であり、良好な景観形成に資することや、多面的な機能を有する街路樹を適切に維持管理していくため、街路樹管理計画の策定については、検討を進めてまいります。	無	みどり公園課
144	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱3「緑・景観・環境共生」 中柱3「まちの魅力を生み出す景観づくり」	「にぎわい」の場（景観）をわざわざ人工的に作らないでほしい。いいところには人は集まる。	本市には、黒目川などの河川沿いの緑をはじめとする武蔵野の面影を残した水と緑が織りなす景観や市民まつり「彩夏祭」を代表とする人々が集うにぎわいの景観など、様々な朝霞らしい景観が形成されています。この朝霞らしい景観を貴重な地域の財産として大切に守り育て、次世代へ引き継いでいくため、まちの魅力を高める良好な景観づくりを進めていきたいと考えています。	無	みどり公園課
145	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱3「緑・景観・環境共生」 中柱4「循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり」	コンクリートは景観を破壊するだけでなく、生き物の多様性（特に土壤の中の生き物）を破壊し、また、「内水氾濫」の大きな原因になっているので、使用を必要最小限にする工夫が必要です。	市では、平成27年10月に「朝霞市景観計画」を定め、一定規模以上の建築行為等を行う際に届出制度を設け、景観づくり基準に基づき良好な景観形成の誘導を図っております。	無	まちづくり推進課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
146	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱3「緑・景観・環境共生」 中柱4「循環型社会を目指した 環境にやさしいまちづくり」	<p>&lt;現状と課題&gt;</p> <p>●健全な水環境の維持や再構築のため道路の舗装は最小限にする、特に、会社や公共の駐車場は原則として舗装なしとする。どうしても舗装が必要な場合にも、透水性舗装を検討する。会社や公共の駐車場の舗装に対しては、市の雨水菅の使用料を課す事を検討する必要があります。公共施設・宅地等への浸透施設の設置、地下水の涵養を図るための施設の普及などの推進に取り組む必要があります。</p> <p>&lt;主な取組&gt;</p> <p>環境に配慮した施設などの整備 雨水流出抑制の推進のため、道路・会社や公共の駐車場の舗装を抑制する</p>	<p>道路の舗装に関しては、歩道の新設時は可能な限り透水性舗装を行っております（透水性舗装：舗装面に降った雨水を舗装材の空隙を通して地中に浸透させる舗装）。</p> <p>雨水流出抑制の推進につきましては、開発手続条例に基づき、雨水流出抑制施設の設置を指導しております。また、開発において駐車場等の舗装が計画されている場合には、透水性舗装の施工をお願いしております。</p> <p>次に、雨水管の使用料につきましては、下水道事業に係る経費の負担区分は、雨水公費・污水私費の原則から、雨水は公費で負担するものとなっており、雨水管使用料を課すことは難しいものと考えております。</p>	無	開発建築課、 道路整備課、 下水道課
147	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱4「市街地整備」 中柱1「特性に応じた市街地づくり」	朝霞駅南口商店街を通過する県道99号線の一方通行化、電線・電柱の地中化に取り組みますを追記する。	<p>昨年5月に策定した道路整備基本計画に基づき、無電柱化推進計画の策定に向け検討しているところです。</p> <p>一方通行等の交通規制は、地域の皆様の発意と合意形成が必要となります。</p>	無	まちづくり推進課
148	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱6「安全・安心」 中柱1「災害や犯罪に強いまちづくり」	今後的人口減少において、マンションが乱立する朝霞市が空き家問題をどうとらえて向き合っていくのかを感じられる計画や意志を知りたいと感じました。	<p>昨年度、本市における空き家の実態調査を実施しました。</p> <p>今後の本市における空き家対策につきましては、この調査結果を踏まえて検討してまいりたいと考えております。</p>	無	開発建築課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
149	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱6 「安全・安心」 中柱1 「災害や犯罪に強いまちづくり」	<p>&lt;現状と課題&gt;</p> <p>。。。。</p> <p>●都市化の進展による土地利用の変化に伴い雨水の浸透機能が低下し、集中豪雨時に浸水被害が頻発するなど、水循環の変化による問題が生じています。浸水被害の軽減や地下水の涵養を図るため雨水の流出を抑制する必要があります。</p> <p>●<u>集中豪雨の際の内水氾濫を軽減するために、道路の舗装は最小限にし、会社や公共の駐車場は原則舗装なしにすることを検討する必要があります。</u></p> <p>●少子化・高齢化の進行、建築物の老朽化及び社会的ニーズの変化などに伴い、空き家の戸数は、今後、増加することが考えられるため、市民の安全・安心な生活環境を確保することが必要です。</p> <p>&lt;主な取組&gt;</p> <p>災害(地震火災水害)に強いまちづくり <u>市内の舗装を最小限にし、内水氾濫の軽減を図る</u> 避難場所避難道路の確保 市街地における防犯機能の向上</p>	歩道の新設時は可能な限り透水性舗装を行っております。（透水性舗装：舗装面に降った雨水を舗装材の空隙を通して地中に浸透させる舗装）	無	開発建築課、道路整備課
150	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱6 「安全・安心」 中柱2 「全ての人にやさしいまちづくり」	現状と課題 取り組み→取組（2か所）	公用文の表記例に基づき、意見のとおり変更します。	有	まちづくり推進課
151	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱7 「産業活性化」 中柱1 「魅力ある商業機能の形成」	地域コミュニティの核である商店街の活性化に道遊びを取り入れるのが良いと考えます。	<p>商工会がTMO事業として毎年秋に朝霞駅の両側ロータリーで実施している「朝霞アートマルシェ」では、ワークショップエリアを設け様々な体験をさせたり、東口前を一部通行止にして子供たちが色テープで「道路にお絵描きコーナー」を実施するなど、道遊びのようなイベントを実施しております。</p> <p>今後、市内商店街においてもこのようなイベントを実施できないか提案するなどしてまいりたいと考えております。</p>	無	産業振興課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
152	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱7 「産業活性化」 中柱1 「魅力ある商業機能の形成」	「商店街」の賑わいは1950～60年代のものと認識しています。時代は変わり「商店街活性化」の発想から転換し、街の魅力、賑わい、住みたい街などの観点から商業も含め、総合的にまちづくりを考えていくことを打ち出す必要を感じます。 「朝霞で商店街の賑わいを取り戻す」のは困難だと思います。「現状と課題」の全面書き換えを検討してください。	産業振興基本計画策定時に行ったアンケートでは、チェーン店等だけでなく個店に対するニーズが高いことが分かりました。また、総合計画策定のために昨年度行った市民意識調査でも、「駅前のシャッター商店街を栄えさせてほしい」「ぶらぶら歩いて回れる店のある通りにしてほしい」等の御意見もいただいております。 御指摘の通り商業の活性化は商店街に限るものではありませんが、高齢化の進行に伴い、身近な買物環境を充実させることも必要と考えておりますから、地域のコミュニティの核にもなりえる商店街の活性化に努め、総合的なまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。	無	産業振興課
153	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱7 「産業活性化」 中柱1 「魅力ある商業機能の形成」	新規店舗の資金面での支援が不可欠であると考えます。融資や補助金制度の拡充を検討してもらいたいです。	市では、起業家を対象とした実質無利子での融資制度を実施しているほか、令和2年度から空き店舗等を活用して店舗を開店する際のリフォーム資金に対する補助金制度を創設しました。 こうした起業家への支援については、大柱8 「産業の育成と支援」 中柱2 「起業・創業の支援」 の取組の中で対応してまいります。	無	産業振興課
154	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱7 「産業活性化」 中柱1 「魅力ある商業機能の形成」	現状と課題 取組む→取り組む	公用文の表記例に基づき、意見の通り変更致します。	有	産業振興課
155	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱7 「産業活性化」 中柱2 「中小企業の経営基盤の強化」	個人事業主やフリーランスでの働き方などを支援するためのレンタルオフィスの設置・誘致や事業の依頼者と請負者を結ぶシステム構築の検討をお願いします。	レンタルオフィスの設置等については、産業振興基本計画に位置付けております起業支援や働きやすい環境の整備でも検討することとしております。 依頼者と請負者を結ぶシステムとしては、現在、朝霞・志木・新座・和光の各商工会で埼玉県南西部4市仮想工業団地というホームページでマッチングを実施しているほか、産業文化センターが毎年実施している産業フェアが事業者のネットワーク構築の場となっていることから、こうしたシステムやイベントを活用してまいります。	無	産業振興課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
156	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱7 「産業活性化」 中柱2 「中小企業の経営基盤の強化」	現状と課題 取組む→取り組む	公用文の表記例に基づき、意見の通り変更致します。	有	産業振興課
157	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱7 「産業活性化」 中柱3 「企業誘致の推進」	企業誘致が柱立てされ、取組に期待しているが、今後の企業誘致の見込みはあるのか。	本市の交通利便性等による産業の立地優位性を踏まえ、一般国道254号和光富士見バイパス周辺等での産業利用について検討しております。 しかしながら、その周辺は市街化調整区域で様々な制限があることから、庁内の関係各課と調査・研究しているところです。	無	産業振興課
158	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱7 「産業活性化」 中柱4 「都市農業の振興」	低リスクで農業参入できるように、農地貸借の促進、技術指導の充実を図ってもらいたいです。	農業従事者の高齢化や担い手不足が懸念される中、新規就農者の確保は喫緊の課題だと認識しております。県や農協等関係機関と連携し、農地貸借の促進、技術指導の充実について引き続き進め、農業に対する支援・普及活動に努めてまいります。	無	産業振興課
159	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱7 「産業活性化」 中柱4 「都市農業の振興」	現状と課題 取り組み→取組	公用文の表記例に基づき、意見の通り変更致します	有	産業振興課
160	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱8 「産業の育成と支援」 中柱2 「起業・創業の支援」	現状と課題 取組んで→取り組んで	公用文の表記例に基づき、意見の通り変更致します	有	産業振興課
161	第5章 「都市基盤・産業振興」 大柱9 「労働者支援」	女性の復職・あらゆる世代からの再チャレンジ促進・緩やかな社会参加から就労につなげていくことなど、今求められている労働支援の視点が弱いと感じます。	御指摘いただきましたとおり、女性や高齢者の就職支援など、最近のトレンドを踏まえた労働者支援の重要性はますます増していくものと考えております。これまでも埼玉県と共に、ターゲットを絞った女性向けの就職支援セミナー、高齢者向けの合同企業面接会などを実施してまいりました。 今後もこのような視点を中柱2「雇用の促進」の中で「主な取組」に取り入れてまいりたいと考えております。	無	産業振興課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
162	第5章「都市基盤・産業振興」 大柱9「労働者支援」	労働相談に関する課題に、労働組合法を踏まえた、労働団体との協働を模索する必要があるのではないか。新型コロナウイルスを端に発し、解雇や賃金切り下げなど問題化しつつ景気後退局面に入ることも予測されるなか、労働問題から市民を守るための積極的な支援策が必要。また、解雇問題は、福祉のニーズと直結することから、福祉政策と連携した対応も明記する必要があるのではないか。	働きやすい環境の整備のためには、労働団体等の関係団体との連携が必要だと考えており、これまでにも、労働団体との懇談会などにより連携を推進してきました。 中柱1「労働者支援の充実」の「主な取組」にある「働きやすい環境の整備」と、「労働相談の充実」において、関係機関や福祉部門との連携について記載することを検討してまいります。	無	産業振興課
163	第5章「都市基盤・産業振興」 大柱9「労働者支援」 中柱1「労働者支援の充実」	現状と課題 取組み→取組 取り組み→取組	公用文の表記例に基づき、意見の通り変更致します	有	産業振興課
164	第6章「基本構想を推進するために」 大柱1「男女平等」	6章大柱1「男女平等」は大柱2「人権の尊重」に含まれるのではないかと思います。特に、性の多様性は、男女平等とは違う概念だと思いますので、大柱2「人権の尊重」の中に中柱1「男女平等」と中柱2「性の多様性」を入れるとよいと思います。	御意見のとおり、「人権の尊重」の中に「男女平等」が含まれるものと考えることから、大柱1と大柱2の順序を入れ替えることとします。 なお、「男女平等」の推進に関しては、市としても力を入れている取組でもあることから、引き続き後期計画におきましても大柱に位置付けた形で推進したいと考えます。	有	人権庶務課
165	第6章「基本構想を推進するために」 大柱1「男女平等」	「男女平等」では、LGBTなど「多様な性」について触れられていないが、「男女平等」よりも別の言い方がいいかもしれません。	平成15年に策定した「朝霞市男女平等推進条例」に基づき「男女平等」を大柱に位置付けています。 なお、次期計画策定に際し、社会情勢等を踏まえつつ、表現方法については調査研究してまいります。 また、LGBTなど「性の多様性」についての施策を進めるにあたっての記述を、後期計画に盛り込むこととしています。	有	人権庶務課
166	第6章「基本構想を推進するために」 大柱1「男女平等」 中柱1「男女平等の意識づくり」	市執行部における意思決定にかかわる役職の女性職員の配置目標などを決定し、市当局が男女平等と共同参画を実践する必要があるのではないでしょうか。	朝霞市では女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を定め、管理監督者（係長級以上）に占める女性職員の割合を令和2年度までに25%以上とする目標を立てています。（平成31年4月1日現在の割合：22.1%）	無	人権庶務課、職員課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
167	第6章「基本構想を推進するために」 大柱1「男女平等」 中柱1「男女平等の意識づくり」	市議会としても女性議員を増やすために、女性議員と市民との対話の機会などを作る努力が必要であると考えます。	頂いた御意見につきましては、議長をはじめ各議員に情報提供してまいります。	無	議会総務課
168	第6章「基本構想を推進するために」 大柱1「男女平等」 中柱2「男女平等が実感できる生活の実現」	<現状と課題>の中で、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）になっています。漢字ルビがついているのは、高く評価いたしますが、これはワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の相乗調和）の方がより、適切な日本語訳だと思います。	内閣府男女共同参画局の表記に基づきこのままの表記とします。	無	人権庶務課
169	第6章「基本構想を推進するために」 大柱2「人権の尊重」 中柱1「人権教育・啓発活動」	抜本的な見直しが必要で、動員中心・有名人を呼ぶ講師選定ではなく教育効果に重点を置いた内容と講師選定に変えて行く必要がある。	市では社会情勢等を鑑みつつ、様々な人権課題を取り扱う「市民人権教育研修会（年3回）」、企業向けの「企業人権教育研修会（年2回）」、地域向けの「公民館人権教育講座（年6回）」、男女の人権課題等を取り扱う「あさか女と男セミナー（年5回）」など、計画的かつ教育効果を重点に置きながら各種人権講座を実施しています。 その他、より多くの方々に人権について考えていただくためのきっかけづくりとして、著名人等を講師として選定した「人権問題講演会（年1回）」を実施しています。	無	人権庶務課
170	第6章「基本構想を推進するために」 大柱2「人権の尊重」 中柱2「人権教育・啓発活動」	市民に分かりづらい、未消化のカタカナ表記をする場合には、漢字ルビをつける。  ドメスティックバイオレンス (DV <a href="#">家庭内暴力</a> )	内閣府男女共同参画局の表記に基づきこのままの表記とします。	無	人権庶務課
171	第6章「基本構想を推進するために」 大柱2「人権の尊重」 中柱2「問題解決に向けた支援体制の充実」	人権を制約されがちな人々へのアファーマティブアクションや自己決定の支援など、具体的な人権確保策が必要ではないか。	市では日本国憲法及び朝霞市人権尊重都市宣言にのっとり、各種人権施策を推進しております。 御意見のあった「アファーマティブアクション」や「自己決定の支援」等につきましては、今後、調査研究していきます。	無	人権庶務課
172	第6章「基本構想を推進するために」 大柱3「多文化共生」	出入国管理法改正に対応した施策の見直しが十分にされていないのではないか。	出入国管理法の改正に伴う国・県の動向及び本市における外国人市民の状況に注視しながら、今後、府内関係各課と連携し、検討してまいります。	無	地域づくり支援課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
173	第6章「基本構想を推進するために」 大柱3「多文化共生」 中柱1「外国人市民が暮らしやすいまちづくり」	日本への永住権を持っている外国人市民に対し、地方参政権(市議会議員選挙等)の付与の検討を追記してください。	地方参政権（地方選挙の選挙権）については法律により定められていることから、国会等において議論されるものです。	無	選挙管理委員会事務局
174	第6章「基本構想を推進するために」 大柱3「多文化共生」 中柱2「多文化共生への理解の推進」	小中学校における日本語指導の充実と、母国語や母国文化の尊重を進めることを盛り込んでもらいたいです。	小中学校における多文化推進センターによる文化交流の授業を通じて、外国の文化を学ぶ機会の創出に努めてまいります。 また、日本語指導を必要とする児童生徒に、日本語指導支援員を配置し、日本語運用能力の向上と学校生活の安定化を図っております。	無	地域づくり支援課、教育指導課
175	第6章「基本構想を推進するために」 大柱3「多文化共生」 中柱2「多文化共生への理解の推進」	市内在住の外国人が自国の文化を伝え、市民と一緒に楽しむ機会の創出を検討してほしいです。	多文化推進センターによる文化交流活動を通じて、外国の文化に触れる機会の創出に努めてまいります。	無	地域づくり支援課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
176	第6章「基本構想を推進するために」 大柱4「市民参画・協働」	投票率の低い朝霞市において「主権者教育」を充実させていく必要を感じます。まずは将来の市民となる「子ども」の声を聴く機会を設けることが将来の投票率向上のための投資としては重要と考えます。子ども議会をよりオープンにしたり、機会を増やすことなどを提案します。	<p>現在、小・中学校には多くの学校行事があり、これ以上の学校側との調整は難しいという現状がありますので、機会を増やすことにつきましては難しいことをご理解くださるようお願いします。</p> <p>なお、後期基本計画の策定過程においては、子どもを含め若い世代の意向を計画に反映させるため、青少年アンケートを実施したほか、小中学生及び青少年の声を聴く機会を設けました。</p> <p>御意見を踏まえ、子どもを含め若い世代がまちづくりに興味を持つきっかけを増やすよう、中柱1「市民参画と協働の推進」において、引き続き市政への参画の機会の充実に取り組んでまいります。</p> <p>また、本市の子ども議会は、子どもたちが「市政に対する理解と関心を深める」とともに、「市議会の仕組みなどについて、実体験を通して学ぶ」ことも目的の一つとしていますので、現状の運営方法で開催していきたいと考えています。</p> <p>子ども議会の開催については、広報あさか等で周知していますが、今後は、ツイッターやフェイスブック等のSNSを活用して、さらなる周知に努めていきます。</p>	無	教育指導課、 市政情報課、 政策企画課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
177	第6章「基本構想を推進するために」 大柱4「市民参画・協働」	シティズンシップ教育を盛り込んでもらいたいです。	<p>シティズンシップ教育の要素については、「第3章 教育・文化 大柱1 朝霞の次代を担う人材の育成」内に包含されていると考えておりますが、表記につきましては、検討を進めます。</p> <p>なお、依然として、若者の政治的無関心による投票率の低下などは深刻な社会問題とされており、こうした課題を解決するために、学校教育では、政治教育、職業教育、道徳教育などを取り上げたものが、シティズンシップ教育ですが、社会教育の観点からは、特定の政党や政治団体および政治家個人が主催する事業等は認められておらず、これまで市民の自主的な政治学習の場を提供してきました。</p> <p>今後はシティズンシップ教育の目的の一つである、「社会の中で課題を発見し、行動できる市民を育成すること」も生涯学習の役割の一つと考えておりますので、情報収集に努めるとともに、その一助となるような講座や研修会の開催も視野に入れてまいりたいと考えております。</p>	無	政策企画課、教育指導課、生涯学習・スポーツ課
178	第6章「基本構想を推進するために」 大柱4「市民参画・協働」	第6章の大柱の構成では、まず「市民参画・協働」が一番上にあった上で、「人権」や「男女平等」などが来るのではないかと思います。	後期基本計画の策定にあたっては、施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、前期基本計画の構成を基に見直していくことを基本として考えており、御意見があった点については、引き続き前期基本計画と同じ構成で取り組みたいと考えております。	無	政策企画課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
179	第6章「基本構想を推進するため」 大柱4「市民参画・協働」 中柱1「市民参画と協働の推進」	<p>朝霞に住んで 種々お世話になっております そして終の棲家としたいと思い、老身を励ましながらいろいろ住みよい、安心な、楽しい朝霞を思い生活している積りです そこで この機に行政に要望したいと思います</p> <p>憲法に則って市民の生活を保障し守ることは勿論ですが 身近なところの市の行政では 速やかに市の自治基本条例を制定して 全てに民主主義を基本とした行政を進めて頂けたらと思います 民主主義の実現には時間がかかりますが それが自立した市民にも繋がるかと思います</p> <p>要望の理由は      私にはありませんが 市民の方々の持っている力をもつともっと施策に発揮していただくことで 今の市の行政目標の実現により近くなるのではないかでしょうか 具体的には種々の公募委員なぞの人数を最低半数以上にするなぞを 基本条例の中で決めておく、、、なぞで市民の意見をもっともっと入れることが必要だと思います また市職員にも仕事の励みも生ずることに繋がると思います</p>	市では、後期基本計画においても、中柱1の主な取組の2つ目の「参画と協働の仕組みの検討」の中で、引き続き自治基本条例の制定等について検討してまいります。一方で、条例の制定が最終目標ではなく、市民参画や協働を進める上での1つの手段であるとの認識の下、具体的な取組について検討してまいります。	無	政策企画課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
180	第6章「基本構想を推進するため」 大柱4「市民参画・協働」 中柱1「市民参画と協働の推進」	子育て世代が多い朝霞市において、親の声を聴く機会も同等に重要と考え、タウンミーティングなどの開催時間帯や場所を親の集いやすいものに変えていくなどの工夫が重要と感じます。	<p>市としましても、子どもの多い朝霞市で子育て世代の声を聴くのは重要だと考えております。そのため、市では、これまでに、世代を問わずまちづくりについて市民と職員で意見交換を行うワールドカフェのほか、子育て世代も含めた若い世代向けにワールドカフェ（あさかU-35カフェ）を開催してまいりました。引き続き、若い世代、子育て世代の声を聴く機会について充実を図っていくことが課題の一つであると捉えております。</p> <p>御意見いただいた子育て世代の声を聴く機会の充実について、市の課題認識が明らかになるように、現状と課題を修正します。</p> <p>市のイベントに併せてアンケートやインタビューを実施することや、御意見いただきましたタウンミーティング等も含め、開催時間帯や場所を工夫し、子育て世代の皆さんの集いやすい機会を設けられるよう、主な取組を「市政への参画の機会の充実」の中で検討してまいります。</p>	有	政策企画課
181	第6章「基本構想を推進するため」 大柱4「市民参画・協働」 中柱1「市民参画と協働の推進」	「主な取り組み」に「条例制定の検討」を復活してください。	前期基本計画の策定以降、平成21年2月の策定から10年を経過した朝霞市民協働指針の見直しを求める意見も挙がっております、自治基本条例に限らず、自治や協働のあり方を定める指針、条例等について幅広く検討していくことが市民参画・協働における課題の一つとして捉えております。このことから、新中柱1「市民参画の協働と推進の2つ目の主な取組「市民参画と協働の仕組みの検討」において、自治基本条例を含め、市民参画と協働を推進するための規定について幅広く検討してまいりたいと考えております。	無	政策企画課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
182	第6章「基本構想を推進するため」 大柱4「市民参画・協働」 中柱1「市民参画と協働の推進」	<主な取組> 市政への参画の機会の充実 <b>市民委員増員の検討</b> 参画と協働の仕組みの検討	前期基本計画では、施策の中柱2「市民参画と協働の推進」に、指標「審議会等公募市民の割合」を掲げ、審議会などにおける公募市民の割合を増やすことに取り組んでおります。後期基本計画でも、新たな施策の中柱1「市民参画と協働の推進」の1つ目の主な取組「市政への参画の機会の充実」において、引き続き、公募市民の割合を増やす取組を進めてまいります。	無	政策企画課
183	第6章「基本構想を推進するため」 大柱4「市民参画・協働」 中柱1「市民参画と協働の推進」	主な取組が「市政への市民参画」から「市政への市民参画機会の充実」は、市民参画を部分化して行政の裁量で参加機会を分与する考え方であり後退ととらえる。元に戻すべきではないか。 また、「参画と協働の仕組みの検討」として手法検討に留まらず、協働指針の抜本的改定により、多様な参画のあり方、協働のあり方として、パブリックコメント、ワークショップ、社会調査など多様な市民の意見集約・参加の手法を例示し、附属機関の設置や審議事項、開催方法、資料公開のルール化なども明示すべきではないか。	<p>骨子案における主な取組は、中柱の施策で取り組む内容を具体化しているかという観点で、見直しをかけています。前期基本計画で使用していた小柱「市政への市民参画」は、小柱ではなく中柱に相当するような抽象的なものであると判断したため、後期基本計画では1つ目の主な取組を「市政への参画の機会の充実」へと変更し、具体化を図っています。市民参画を部分化する意図はございませんが、今後施策を詳細化する過程では、後退と捉えられないよう、記載等に留意してまいります。</p> <p>また、市民協働指針につきましては、平成21年の策定から10年が経過し、市民活動団体の皆さんから、協働のさらなる深化を望む意見も挙がっていたことから、市では平成30年度に市民参画と協働の在り方を考える市民懇談会を開催し、市民と職員とで意見交換を重ねてまいりました。</p> <p>その結果、指針の見直しのような制度論だけではなく、市民と職員が意見交換できる機会の充実や、市民活動団体の担い手の育成など、協働を推進するための実質的な取組を充実させることが強く求められていることを認識しました。</p> <p>このような経緯から、主な取組「参画と協働の仕組みの検討」においては、御意見いただきましたルール化も含め、協働指針の見直しについて引き続き検討していくとともに、協働を推進するための実質的な取組をさらに充実させることにも主眼を置き、取組を進めてまいりたいと考えております。</p>	無	政策企画課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
184	6章「基本構想を推進するため に」 大柱4「市民参画・協働」 中柱1「市民参画と協働の推 進」	市民参画が推進されるようパートナーシップカレッジのような市民大学を復活させてほしい。	<p>朝霞パートナーシップカレッジは、行政知識の習得や市民協働型行政運営に対応できる人材育成などを目的に、15年ほど前に地元の高等教育機関である東洋大学と連携して実施した取組でございます。カレッジを卒業した方々は、培った知識を生かし、自主的な学習グループを立ち上げるなど、市民参画の推進に寄与する活動・取組を行っていただいております。今後の推進に当たっては、行政との連携を深めていくことが大切であると考えております。</p> <p>現時点におきましては、市民大学を復活することは考えておりませんが、新たな人材育成につきましては、市民参画の広がりに資するよう様々な機会をとらえて取組を行っていきたいと考えております。</p>	無	政策企画課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
185	第6章「基本構想を推進するために」 大柱4「市民参画・協働」 中柱1「市民参画と協働の推進」	<p>前期基本計画の中柱の1と2を統合して中柱1を「市民参画と協働の推進」としたと思います。前期の中柱1の主な取組②「参画と協働の仕組みの検討」は、新中柱1の主な取組に入っていますが、取組①「条例制定の検討」は含まれていません。どうしてなのでしょうか。平成26年度に、自治基本条例を考える市民の会（現在は朝霞の自治を進める市民の会；以後、「市民の会」）に対して、朝霞市役所から自治基本条例の必要性を検討してもらいたいとの依頼がありました。そこで、市民の会で学習を重ね、市民を対象にしたアンケート調査も実施し、それらを踏まえて、「朝霞市における自治基本条例制定の必要性について」を取りまとめ、平成28年3月に政策企画課に提出しました。平成29年6月に政策企画が市民の会へ検討状況を伝えましたが、その後、正式な連絡はありません。市民の会としては、条例制定はまだ検討が継続されているものと考えています。</p> <p>「朝霞市における自治基本条例制定の必要性について」で述べましたとおり、①市民が主役のまちづくりを進めるため、②市民（法人等含む）と市長（行政）と議会の役割と、お互いの関係を明確にするため、③緊急時に対応するため、自治基本条例は必要であると考えます。</p>	<p>大柱4「市民参画・協働」については、旧中柱1「参画と協働の仕組みの検討」を旧中柱2に統合し、新中柱1「市民参画の協働と推進」へと集約する中で、取組の整理を行っています。市としても、自治基本条例は、参画と協働を推進する重要な仕組みの一つと捉えておりますので、引き続き、制定に向けた検討に取り組んでまいります。</p> <p>一方で、前期基本計画におけるこの4年間、市は自治基本条例やまちづくりに関する各種講座等を開催してまいりましたが、関心を持つ市民の広がりは限定的です。また、既に自治基本条例を制定した自治体からは、制定後に具体的な効果が見えない、実効性を伴う運用が難しい、などといった話も聞いています。市民参画や協働を進める上で条例制定は1つの手段ではありますが、後期基本計画においては、市民の皆様の意見を踏まえながら、参画しやすい仕組みづくりを進めてまいります。</p>	無	政策企画課
186	第6章「基本構想を推進するために」 大柱4「市民参画・協働」 中柱1「市民参画と協働の推進」	協働推進指針の見直し 現在の指針は、十分な市民参加なしで作成されたとともに、内容が古くなっているため。	朝霞市民協働指針については、平成21年2月の制定から10年を経過していることから、引き続き、新中柱1「市民参画の協働と推進」の主な取組の2つ目の「参画と協働の仕組みの検討」の中で、見直し等について検討してまいります。	無	政策企画課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
187	第6章「基本構想を推進するために」 大柱4「市民参画・協働」 中柱1「市民参画と協働の推進」	協働マニュアルの作成 市役所も市民活動団体も協働をスムーズに進めるために必要。	現在、協働の基本的な考え方や市民活動等に対する支援方策などを指示するものとして、朝霞市市民協働指針があり、各課で様々な取り組みが行われております。新たなマニュアルも必要であると考えますが、市民参画と協働の推進につきましては、第5次行政改革の取組においても、各制度の改善などが検討されておりまので、これらの取組などを踏まえ、様々な手段を検討してまいりたいと考えております。	無	地域づくり支援課
188	第6章「基本構想を推進するために」 大柱4「市民参画・協働」 中柱1「市民参画と協働の推進」	協働推進課・協働推進委員会の設置 協働を推進するために、県内他市で設置している専門の部署が必要。また、協働の推進や方法の改善などのため、公募市民を含む委員会が必要。	協働は1つの部署だけが担うのではなく、職員一人一人が協働推進の意識を持ち、全庁で協働を推進してまいりたいと考えております。今後につきましても、引き続き、各部署が協働の窓口を設け、所管する分野の協働を主体的に推進するとともに、分野を横断する性質の協働につきましては、部署間で調整を図りながら協働に取り組んでまいります。 委員会の設置も1つの手段ではありますが、それにとらわれず、推進や改善について検討してまいります。	無	政策企画課
189	第6章「基本構想を推進するために」 大柱4「市民参画・協働」 中柱1「市民参画と協働の推進」	協働事業の協働面の評価 協働事業の有効性などを評価し、方法などを改善することが必要。	協働事業については、各課にて事業委託や補助など、様々な形態により行われているところでございます。これら各事業の取り組みについては、改善の手段の一つとして、行政評価制度の中で、行政と市民の役割分担、また参加と協働による留意点の分析などを踏まえながら行われているものと考えております。	無	地域づくり支援課
190	第6章「基本構想を推進するために」 大柱4「市民参画・協働」 中柱1「市民参画と協働の推進」	市民の市政提案制度 市民が市政に参画するため、朝霞に必要な事項を提案し、行政・議会で検討する仕組みが必要。	後期基本計画では新中柱1「市民参画の協働と推進」の主な取組の2つ目の「参画と協働の仕組みの検討」の中で、調査及び検討をしてまいりたいと考えております。現時点でも、市への要望、意見をはじめ、パブリック・コメント等を通じ、市民の皆様が御意見を市に提案できる仕組みを設けており、このような仕組みは引き続き充実を図ってまいります。	無	政策企画課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
191	第6章「基本構想を推進するために」 大柱4「市民参画・協働」 中柱1「市民参画と協働の推進」	重要な政策に関する多人数の市民懇談会やワークショップの開催 市民の声を十分に反映した政策の立案・実施のために必要。	懇談会やワークショップについては、市の重要な政策や計画に市民の皆さまの意見が反映される機会であり、参画と協働を推進する重要な仕組みとして捉えております。 ここ数年では、総合計画策定に係る分野別市民懇談会のほか、地域福祉計画策定に向けた地域懇談会や地域包括ケアシステム推進のための地域のつながりを考える懇談会、シンボルロードの管理運営を考える会議等を開催しておりますが、今後も新中柱1「市民参画の協働と推進」の主な取組の1つ目の「市政への参画の機会の充実」の中でその充実について取り組み、全庁に開催を働きかけてまいります。	無	政策企画課
192	第6章「基本構想を推進するために」 大柱4「市民参画・協働」 中柱1「市民参画と協働の推進」	政策の企画立案段階での市民と市の意見交換会の開催 最終案の段階では大幅な修正が難しいため、政策立案の早い段階において、市民が意見を述べる機会が必要。	総合計画後期基本計画の策定においては、策定の最終段階だけではなく、平成31年4月の策定開始に当たって意見募集を行ったほか、今回のように骨子案のまとまった中間段階において、パブリック・コメントを実施しています。また、令和元年度から2年度末までの策定過程において、それぞれの年度で分野別市民懇談会を開催し、途中段階での参画の機会の充実を図っており、このような取組は、地域福祉計画策定に向けた地域懇談会等、各部署で増やしてきております。 今後も、早期段階での参画機会が増えるよう、全庁で取り組んでまいります。	無	政策企画課
193	第6章「基本構想を推進するために」 大柱4「市民参画・協働」 中柱1「市民参画と協働の推進」	パブリックコメントの実施前後の説明会の開催 パブリックコメントの実効性を高めるためには、対象となる事案の丁寧な説明と、コメントに対する市役所としての対応案の説明をそれを踏まえた市民との意見交換会が必要。	市の主要な施策の決定や計画の策定では、パブリック・コメントの実施前後ではありませんが、御意見の趣旨と同じ考え方で、実施期間中に住民説明会を開催し、実効性を高めています。なお、総合計画後期基本計画の策定でも、本骨子（案）に係るパブリック・コメントの実施期間中に市民意見交換会を開催しており、市民の皆様がその場で対象となる事案の説明を職員から聞き、それを踏まえた意見交換が行えるような機会を設けました。 引き続き、このような機会を充実させるよう全庁で取り組んでまいります。	無	政策企画課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
194	第6章 「基本構想を推進するため」 大柱4 「市民参画・協働」 中柱1 「市民参画と協働の推進」	政策実施団体の募集 市役所だけですべての政策を実施することは困難であり、また、市民活動団体が実施した方が好ましい政策もありますので、そのような場合は、実施団体を募集することが望ましいと考えます。	市民ニーズが多様化するなか、市民活動団体や自治会・町内会の皆様に御協力いただく機会が増えてくると考えております。 一部のボランティア活動につきましては、市ホームページ等で募集し、お手伝いいただいております。市民活動団体の募集につきましても、そちらを参考に検討させていただきたいと考えております。	無	政策企画課
195	第6章 「基本構想を推進するため」 大柱4 「市民参画・協働」 中柱1 「市民参画と協働の推進」	パートナーシップカレッジの再開 市民活動の担い手の高齢化が進行していることから、パートナーシップカレッジを再度開講し、市民活動や協働に関わる市民の養成が必要です。	朝霞パートナーシップカレッジは、行政知識の習得や市民協働型行政運営に対応できる人材育成などを目的に、15年ほど前に地元の高等教育機関である東洋大学と連携して実施した取組でございます。カレッジを卒業した方々は、培った知識を生かし、自主的な学習グループを立ち上げるなど、市民参画の推進に寄与する活動・取組を行っていただいております。今後の推進に当たっては、こうした活動・取組について連携を深めていくことが大切であると考えております。現時点におきましては、市民大学を復活することは考えておりません。ただし、新たな人材育成につきましては、市民参画の広がりに資するよう様々な機会をとらえて取組を行っていきたいと考えております。	無	政策企画課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
196	第6章「基本構想を推進するために」 大柱4「市民参画・協働」 中柱2「情報提供の充実と市民ニーズの把握」	<p>・朝霞市の学校教育はどうなっているか。教師は忙し過ぎないか、いじめはないか、外国人の子供はどうしているか。</p> <p>・全国的に福祉関係職員の給料が安いという問題を聞く。朝霞市の福祉関係の職員の実情を調査したか。このことは、市の福祉関係の事業に大きく関わっているはずだ。</p> <p>・老人は、大きな格差はなく、福祉制度を利用できているか、いない例があるのか。</p> <p>・福祉関係職員の給料が安いと聞く。</p> <p>・各障害者のノーマライゼーションに支障は今あるか、ないか。市役所も制度通りに障害者雇用をしているか。</p> <p>などなど、広報で市民に明らかにしていただきたい。</p> <p>以上のことを分かりやすくすれば、市民も市政に興味を持ち、進んで参加する手掛かりになるでしょう。市民としてのレベルも自ずと上がるでしょう。</p> <p>確かに、このようなことは、市役所としては面倒で好まない。自分たちが計画し、自分たちが自分の計画を評価しているのが無難でしょう。市民は、市政は分からまま黙ってついてくるのが理想だ。</p> <p>このような風潮は、全自治体の、日本国民の特徴である。さて、朝霞市は、こんな消極的市民から脱却させてもらいたいものだ。</p>	<p>広報あさかの掲載記事については、担当課各課をはじめ多くの掲載依頼があり、限られたページ数の中で、多くの情報をわかりやすく掲載するために、紙面のレイアウトを工夫したり、重複する項目があればまとめるなど心掛けて作成し読みやすく、手に取ってもらえるよう工夫しております。</p> <p>なお、行政から発信している内容は、どれも重要であります。見ていただく方によって興味や目的も異なりますので、膨大な情報を見やすく、分かりやすく掲載していくことを引き続き研究してまいります。</p>	無	シティ・プロモーション

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
197	第6章「基本構想を推進するために」 大柱4「市民参画・協働」 中柱2「情報提供の充実と市民ニーズの把握」	<p>パブコメを活かすために 市民からの貴重な意見を市政に生かすために次のことを行なうことをパブリックコメントに取り入れるよう提案します。</p> <p>◆2010年1月に実施された「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本整備計画（素案）」のパブリックコメントにおいて、聞き置くだけのアリバイづくりのパブコメから本当に市民の意見を市政に取り入れようとする試みが実施され、パブコメに参加した58名の市民からは高い評価を受けました。</p> <p>今回のパブコメにおいても2010年1月に実施された先進的事例を水平展開し、実施されたい。</p> <p>●2010年1月に実施されたこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出意見382件に全てに個別に回答を行い、提出者全員に回答書を送付した。</li> <li>・パブコメ参加者を対象とした説明会を後日開催し、意見交換を行い、出された意見を整備計画書に反映させた。</li> </ul> <p>【具体的提案事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①提出者全員に個別事項毎の回答を郵送で行うこと。</li> <li>②パブコメ参加者を対象とした説明会を開催し、意見交換を行い、骨子案、素案に反映されること。</li> <li>③貴策定委員会においてパブコメ参加者と意見交換をする場を設けること。</li> </ol>	<p>パブリック・コメントの公表については、市政情報コーナーをはじめとした各所への配架や市ホームページへ掲載することにより、広く市民の皆さんにご覧いただける方法で行うこととしています。</p> <p>パブリック・コメント制度を補完する個々の工夫や良い取組みなどについては、府内での情報共有に努めています。</p> <p>なお、総合計画後期基本計画の策定においては、御提案のように個別にパブリック・コメントの回答を行うものではありませんが、本骨子（案）に係るパブリック・コメントの実施期間中に市民意見交換会を開催しており、御提案の趣旨に沿った形で、その場で市の職員と意見交換が行えるような機会を設けました。</p> <p>今後は、御提案いただいた方法も含め、市民の皆さんの意見が市政へ生かされる仕組みづくりの検討に引き続き取り組み、パブリック・コメントがより効果的に機能するよう研究してまいります。</p>	無	市政情報課、政策企画課
198	第6章「基本構想を推進するために」 大柱5「行財政」	<p>&lt;目指す姿&gt;</p> <p>安定した財源を確保しつつ、効果的で効率的な行財政運営を行っていくことで、市民が必要とするサービスが将来にわたって適切かつ持続的に提供されるまちを目指します。</p> <p><u>健全な財政運営の中で、長期的な視野のもと、基地跡地を「公園用地」として取得するための基金を積み立て、ここを文字通りの「朝霞の森」（都市林）として保全・整備することを目指します。</u></p>	市政全体に関わる取組を「第6章 基本構想を推進するために」としてまとめています。御意見にあります、基地跡地の取得に係る基金の積み立て等につきましては、「第5章 都市基盤・産業振興」において議論されるべきものと考えております。	無	政策企画課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
199	第6章「基本構想を推進するために」 大柱5「行財政」 中柱2「公平・適正な負担による財政基盤の強化」	市民負担の話とともに、歳出面の事業の絞り込み、補助金の確保、資産・負債の管理、債務負担行為などのガバナンスなど多面的に対策を行う必要があるのではないか。また財政調整基金の確保水準、将来負担比率の目指す水準なども掲げるべきではないか。	事業の絞り込みや補助金の確保については、総合計画後期基本計画を基に各課が作成する実施計画をヒアリングする中で実施しております。 また、財政調整基金について、経済事情の変動等による予算不足に耐えられる程度の基金残高を確保していくとともに、将来負担比率に影響を及ぼす要因となる地方債の借入れについて、将来に過度の負担を残さないよう返済額以上の借入れを行わないこと、債務負担行為について、後年度において過重な財政負担を招かないよう事業規模等を検討し設定することを念頭に、資産や負債について総合的に管理するよう努めています。 目指す水準については、数値に拘束されることがあるため、年度ごとにしっかりと歳入・歳出を推計し、その年度に合った予算編成をしていくこととしています。	無	財政課
200	第6章「基本構想を推進するために」 大柱5「行財政」 中柱3「公共施設の効果的・効率的な管理運営」	市民に分かりづらい、未消化のカタカナ表記をする場合には、漢字ルビをつける。  ファシリティーマネジメント（統合的施設管理方式）	法令用語や専門用語などは出来る限り使用せず、わかりやすい表現に置き換えたり、巻末に用語解説も設けます。	無	政策企画課
201	第6章「基本構想を推進するために」 大柱5「行財政」 中柱3「公共施設の効果的・効率的な管理運営」	主な取組に個別施設計画や、修繕維持の最低水準の確保なども記述すべきではないか。 また「運営」ということの意味を明示すべきではないか。	個別施設計画や修繕維持の最低水準につきましては、施設の特性等により差異があることから、市民が安全・安心に公共施設を利用していただくための全体的な取組としての記述としておりますが、個別施設計画に基づく管理については、記述の詳細化の中で検討してまいります。 「運営」につきましては、公共施設のサービス水準を維持しながらコスト削減を図ることを目的としたものです。 計画の記載にあたりましては、わかりやすいものとなるよう努めてまいります。	無	政策企画課、財産管理課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
202	第6章「基本構想を推進するために」 大柱5「行財政」 中柱4「適正かつ効率的な行政事務の遂行」	A IやR P Aというコンピューター技術に期待をかけているようだが、それ以前に、全庁的な事務効率化・標準化の検討が必要と考えるが、どのように進めるのか。	A IやR P Aの活用については、業務改善の方法の一つではありますが、安易に導入しても、職員がそのツールを使いこなせないケースや、取組が浸透せず放置されるなど、費用対効果がなかなか出にくくい事例もございます。まずは、業務の現状や課題等をしっかりと把握し、その結果に基づいて、A IやR P Aの活用に限らず、業務改善の方法を検討してまいります。	無	政策企画課
203	第6章「基本構想を推進するために」 大柱5「行財政」 中柱4「適正かつ効率的な行政事務の遂行」	非常勤職員・会計年度任用職員に対する均等待遇原則にもとづきその原則をめざす待遇改善、総合職である正規職員に対する専門職、担当職としての専門性や職務能力向上のための研修教育の強化に関する記述が必要です。	非常勤職員の待遇改善については、内部の管理事務として捉えておりますので、引き続き、単価ヒアリングや最低賃金の動向等を踏まえ、見直しを図ります。職員の人材育成については、担当職務の専門性を高め、地域の課題解決を図ることができる人材の育成を進めます。	無	職員課
204	第6章「基本構想を推進するために」 大柱5「行財政」 中柱4「適正かつ効率的な行政事務の遂行」	内部通報制度として、第三者的な立場の外部機関を設けてそこで受け付けられるようにし、内部でもみ消されないようにすべきだ。	公益通報制度に外部窓口を設けることに伴い、財政負担が生じるなどの課題がありますので、他市の取組を調査したいと思います。	無	職員課
205	第6章「基本構想を推進するために」 大柱5「行財政」 中柱4「適正かつ効率的な行政事務の遂行」	県内他市で首長と議員が癒着する事件があったが、朝霞市でもそのようなことが起きないよう、議員の事務室への入室を制限するなど行政の公正性を守る仕組みを検討すべきだ。	職員の倫理に関する意識を高めるため、引き続き公務員倫理の職員研修を実施します。	無	職員課
206	第6章「基本構想を推進するために」 大柱5「行財政」 中柱4「適正かつ効率的な行政事務の遂行」	公正な行政を確保するため、①政治倫理条例及び職員倫理条例の検討、②行政執務室への議員の立入制限（口利き防止のため）、③内部通報制度の拡充（通報窓口として、弁護士などの外部専門家にも依頼する）が必要であると考えます。上尾市では、平成29年に発生した、上尾市西貝塚環境センターの入札に関する市長及び市議会議長の逮捕事件の第三者調査委員会の調査報告書をもとに、これらのことと検討し、一部実施に移しています。	政治倫理条例及び行政執務室への議員の立入制限につきましては、議長をはじめ各議員に情報提供してまいります。 また、内部通報制度の拡充や職員倫理条例の制定に関しては、他市の状況などを調査したいと思います。	無	職員課 議会事務局

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
207	第6章「基本構想を推進するために」 大柱5「行財政」 中柱6「シティ・プロモーションの展開」	図書館を単に生涯学習の施設として捉えるのではなく、地域文化の発信の場にし、地域活性化戦略（シティ・プロモーション）の中に位置づける。	シティ・プロモーションは市の魅力を発信することに主軸を置き、地域文化についても魅力のひとつとして発信しているところです。 図書館は、地域に関わる歴史や文化、政治、経済、産業などに関する資料を収集し保存することで市民の学習の機会を確保する役割を担い、地域文化や情報の拠点として、様々な事業を通して情報発信を行っています。 今後も、図書館を含め、市の事業を積極的に発信していくとともに、市民や事業者等地域の様々な主体と連携しながら、地域の魅力を発信してまいります。	無	シティ・プロモーション課、図書館
208	第6章「基本構想を推進するために」 大柱5「行財政」 中柱6「シティ・プロモーションの展開」	施策体系について 第6章「基本構想を推進するために」のうち、大柱5「行財政」の中柱6「シティプロモーション」は、行財政の強化項目ではないのではないか。市役所のためのシティプロモーションであってはならない。  部署の関係で「行財政」に位置づけたと思われるところが残念である。行財政に位置づけたことで市役所内部の都合の宣伝活動としての役割に位置づけられたことをうかがうところがあり、市民とともに地域の価値を高める取組として位置づけ直すことが必要であるのではないか。	シティ・プロモーションは、市だけでなく市民、関係機関、市内外事業者等と協力、連携し推進していくものであると考えておりますので、御意見中の「市民とともに地域の価値を高める取組」と同様の認識であります。 一方、行政計画である総合計画上での位置付けについては、シティ・プロモーションは市として全序的に取り組むべきものであると考え、同じく全序的な取組であるまち・ひと・しごと総合戦略の推進が位置付く第6章の行財政に位置付けをいたしました。	無	シティ・プロモーション課
209	第6章「基本構想を推進するために」 大柱5「行財政」 中柱6「シティ・プロモーションの展開」	市民に分かりづらい、未消化のカタカナ表記をする場合には、漢字ルビをつける。  <中柱> 6 シティ・プロモーション（ <u>地域活性化戦略</u> ）の展開  <主な取組> シティ・プロモーション（ <u>地域活性化戦略</u> ）を展開するための協力連携 市の魅力となる地域資源の発掘と活用 効果的なメディアの活用推進	わかりづらい表記についてはできる限り使用せず、分かりやすい表現に置き換えたり、巻末に用語解説を設けるなど、市民の方にとっても分かりやすい計画となるよう努めてまいります。	無	シティ・プロモーション課

番号	見出し等	意見	市の考え方	修正	所管課
210	その他	若い人たちが、朝霞が好きといい、市民全体でも、住み続けたいと思っている人が増えているのは嬉しいことだが、一方で、まちづくりへの市民参加・協働の意識が低くなっているのは何故か？もしかしたら、市の姿勢の反映かと思うのは私だけ？	協働については、庁内での協働の件数は増えている状況ですが、引き続き、新中柱1「市民参画の協働と推進」の主な取組の1つ目の「市政への参画の機会の充実」に取り組み、まちづくりへの関心を持つ市民の皆様が増えるように、懇談会や講座等を設け、裾野が広がるように努めてまいります。	無	政策企画課
211	その他	(各中柱の現状と課題について) どの文も「必要です」、「必要があります」というものが多い。それに対してどう実施していくのか、期待してもいいですか？	各分野の施策について、具体的にどう実施していくのかについては、今後、令和2年度中の後期基本計画の策定に向けて骨子案を詳細化していく過程で検討してまいります。	無	政策企画課
212	その他	朝霞市の経常収支比率がH27だけ低いのは何故か。資料からは読み取れないので、明らかにしてほしい。	経常収支比率の分子となる歳出について、扶助費の伸びなどによりH26年度に比べ約1億9,000万円の増となった一方、分母となる歳入について、平成26年4月1日に消費税が5%から8%に上がった影響により地方消費税交付金がH26年度に比べ約8億円の増額となるなどした結果、約10億円の増となったため、分母の伸びが分子の伸びを大きく上回り、その年だけ比率が低くなりました。	無	財政課

## 【別表】第5次朝霞市総合計画後期基本計画 骨子（案）に係るパブリック・コメント

意見の番号とその理由	
◆理由 ○ 長崎県が、平成27年度に実施した小児高次脳機能障害実態調査の報告書が「小児高次脳機能障害実態調査報告」として長崎県のホームページで公開されており、「医療部門」と「教育部門」の課題として、以下のようなことが指摘されています。 【医療部門】 1. 多数の児が高次脳機能障害と診断されず、見落とされている可能性がある。特に、外傷性脳疾患の児や小学生以下の年少児の高次脳機能障害が見落とされている可能性が高い。 2. 高次脳機能障害の症状が把握されていても、診断がなされていない場合がある。 3. 小児の高次脳機能障害に対する訓練・療育方法が確立していない。 4. 小児の高次脳機能障害を評価するための適切な心理検査がない／実施されていない。 【教育部門】 1. 教職員の高次脳機能障害に対する理解の程度に差がある。 2. 教職員らが脳の病気や交通事故後の児童生徒の様子の変化に気づきつつも、高次脳機能障害ではないかという見立てが立てられないケースが存在している可能性がある。 3. 外部機関との連携が充実しているとは言い難い。 4. 校内連携、または復学先、進学先、就労先への引継ぎが脆弱である。 ○ 朝霞市においても、この報告で指摘されているような状況があるのではないでしょうか。	

## 意見の番号とその理由

### ◆理由

- かつて、認知機能に障害のある人に対しては、知的障害（精神薄弱）としての支援しか仕組みが整備されていませんでした。
- そのため、認知機能に障害があっても知的に高いお子さんや、18歳を過ぎて脳を損傷し認知機能に障害を負った人に対しては、支援の仕組みがなく、そのような人々は、社会保障制度から漏れてしまっていました。
- そこで、国は、知的に高いお子さんに対しては、精神障害（発達障害）として支援ができる仕組みを整備してきました。
- また、18歳を過ぎて認知機能に障害を負った人は、まず介護保険制度で支援をし、介護保険制度に当たる場合には、精神障害（若年性認知症、高次脳機能障害）としての診断の上、障害福祉制度で支援をする仕組みを整備してきております。

※ 身体障害者福祉審議会、中央児童福祉審議会障害福祉部会及び公衆衛生審議会精神保健福祉部会の合同企画分科会『今後の障害保健福祉施策の在り方についての中間報告』平成9年12月9日

「身体障害を伴わない高次脳機能障害（若年性痴呆等）については、精神保健福祉法において必要な福祉サービスを充実すべきである。ただし、当面、精神薄弱者に類似した障害の状態にある者については、精神薄弱者施設等の利用を行えるようにする方途も検討すべきである。」

※ 第145回国会 参議院 国民福祉委員会 平成11年3月15日

### ◆今田寛睦

厚生省におきましては、これらのうちで十八歳以上六十五歳未満のいわゆる老人福祉施策や知的障害者の福祉施策の対象から外れてしまっている方々、こういった方を指していわゆる高次脳機能障害者として使っておるところでございます。

※ 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）も、状態像をチェックする欄の「知的障害」という項目が「知能・記憶・学習・注意の障害」と、認知症、高次脳機能障害の診断をしやすくなる改定。

（平成23年3月3日）

※ 障害者雇用対策基本方針（平成30年3月30日改定）

「高次脳機能障害」（多くのところで、以下のように改定）

→ 「高次脳機能障害、若年性認知症、各種依存症」

○ 65歳以上で認知機能に障害を負った人は、一定の要件を満たせば、精神障害としての診断がなくても、障害者控除対象者認定書の交付を受ければ、知的障害に準じて障害者控除の対象となります。

○ 一方、65歳未満で認知機能に障害を負った人は、介護保険制度の利用が優先され、障害福祉制度の利用が優先され、精神障害と診断の上、精神障害者保健福祉手帳を取得しなければ、障害者控除の申請すらできません。

○ 同じ器質性精神障害でありながら、65歳以上であれば障害者控除を申請しやすく、65歳未満では障害者控除の申請がしにくい、というのでは、不公平ではないでしょうか。

○ さらに、65歳以上から74歳までの高次脳機能障害や認知症の方は、精神障害と診断されれば、加入中の医療保険（健康保険組合、国民健康保険、等）から脱退し、後期高齢者医療制度を利用できるようになり、経済的な負担が（3割負担から1割負担に）減る場合もございます。

○ なお、新潟県のホームページで公開されている平成26年度福祉保健関係職員研修会研究抄録の糸魚川保健所（糸魚川地域振興局健康福祉部）の報告「糸魚川地域における高次脳機能障害支援の実態調査とその結果について」では、高次脳機能障害が疑われる方の多く（80%以上）が診断につながっていない実態が報告されています。【別添資料】

○ 蛇足ですが、東京都の一つ目の若年性認知症総合支援センターは、もともと高次脳機能障害の人を支援していたNPO法人に事業を委託したセンターですし、例えば、北九州市障害者支援計画（平成30年度～34年度）では、「高次脳機能障害のある人や若年性認知症の人に対する相談体制の充実」という施策が位置づけられています。

## 意見の番号とその理由

### ◆理由

- 障害者総合支援法が施行される際、それまでの「コミュニケーション支援事業」が「意思疎通支援事業」と名称が変更され、障害者と障害のない人との意思疎通支援する手段は聴覚障害者の手話通訳、要約筆記に限らず、盲ろう者や視覚障害者の触手話、指点字、代読、代筆などや、知的障害、発達障害のある人、重度障害者のコミュニケーションボードなどを利用することにより意思疎通を図ることができるようになります。という国の方針が示されております。
- なお、地域生活支援事業実施要項の「意思疎通支援事業」のところでは、以下のようなことが記されており申し添えます。

### 1 目的

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

### 2 事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。

### 3 対象者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等